

瀬戸市地域強靭化計画

(改定案)

令和8年〇月
(令和7年12月10日)

瀬戸市

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 計画策定趣旨、位置づけ | 1 |
| 1.1 計画の策定趣旨 | 1 |
| 1.2 計画の位置づけと対象とする区域 | 2 |
| 1.2.1 計画の位置づけ | 2 |
| 1.2.2 対象とする区域 | 2 |
| 1.2.3 SDGs と強靭化 | 3 |
| 2 瀬戸市の現状と課題 | 4 |
| 2.1 瀬戸市の地域特性 | 4 |
| 2.1.1 地形 | 4 |
| 2.1.2 人口動向 | 5 |
| 2.1.3 産業特性 | 8 |
| 2.1.4 まち（市街化区域内）の現状 | 10 |
| 2.1.5 社会資本の老朽化 | 14 |
| 2.2 瀬戸市に影響を及ぼす大規模自然災害 | 16 |
| 2.2.1 想定するリスクの考え方 | 16 |
| 2.2.2 地震より想定される被害 | 16 |
| 2.2.3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害 | 20 |
| 3 瀬戸市の強靭化の基本的な考え方 | 26 |
| 3.1 瀬戸市地域強靭計画の基本目標 | 26 |
| 3.2 瀬戸市の強靭化を進める上での留意事項 | 26 |

| | | |
|-------|--|-----|
| 4 | 瀬戸市の脆弱性評価と強靭化の推進方針 | 27 |
| 4.1 | 脆弱性の評価 | 27 |
| 4.1.1 | 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 ... | 27 |
| 4.1.2 | 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定 | 30 |
| 4.2 | 推進すべき施策の方針 | 31 |
| 4.2.1 | リスクシナリオごとの施策の推進方針 | 31 |
| 4.2.2 | 個別分野ごとの施策の推進方針 | 104 |
| 5 | 計画推進の方策 | 146 |
| 5.1 | 計画の推進体制 | 146 |
| 5.2 | 計画の進捗管理 | 146 |
| 5.3 | 計画の見直し | 146 |

1 計画策定趣旨、位置づけ

1.1 計画の策定趣旨

我が国では、これまで多くの大規模自然災害等による被害を受け、その度に復旧・復興を強いられてきた。平成 23（2011）年に発災した東日本大震災では、一つの教訓として、甚大な被害発生と長期間かけて復旧・復興を図る「事後対策」を避け、最悪の事態を念頭に、平時から備えを行うことの重要性が改めて認識された。このような教訓と、今後も南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されていること等を背景に、平成 25（2013）年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

愛知県では、県の強靭化に関する施策を、国全体の国土強靭化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携によって推進する指針として「愛知県地域強靭化計画（2015 年 8 月策定、2016 年 3 月拡充、2020 年 3 月改訂、2025 年 3 月改定）」を策定・公表している。

一方、国際的な視点では、持続可能な世界を実現するための共通目標として、平成 27（2015）年の国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択された。この SDGs には 17 のゴール（目標）が定められており、この中には「住み続けられるまちづくりを」が掲げられている。このような観点からも、国土の強靭化を図っていくことの重要性が高まっている。

このような動向を踏まえ、瀬戸市では、国・愛知県での強靭化施策との調和を図りながら、本市で現在取り組んでいる防災・減災対策を考慮し、本市に必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進するために、その指針となる瀬戸市地域強靭化計画（以下「本計画」という。）を令和 3（2020）年 8 月に策定、令和 8（2026）年 3 月に改定した。

1.2 計画の位置づけと対象とする区域

1.2.1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、国土強靭化基本計画の「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえ、基本計画と調和を保ちつつ（同法第14条愛知県地域強靭化計画との連携・役割分担を考慮する。

また、本計画は、市政の基本方針である「第6次瀬戸市総合計画」、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である「瀬戸市地域防災計画」などとの連携を図りながら、瀬戸市における地域強靭化施策を推進する上での指針とするものである。

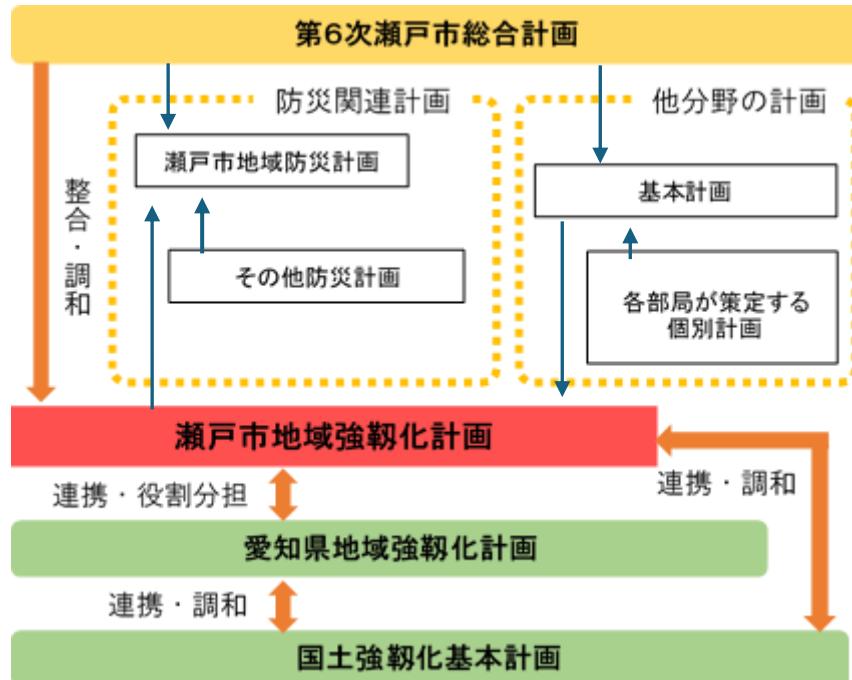


図 1 計画の位置づけ

1.2.2 対象とする区域

本計画の対象区域は瀬戸市全域を基本とし、瀬戸市が主体となる取組を中心に扱うが、大規模自然災害による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靭化に必要となる国や県、民間事業者、地域等との連携や役割分担も考慮した内容とする。

1.2.3 SDGs と強靭化

1) SDGs（持続可能な開発目標）について

「1.1 計画の策定趣旨」で前述した SDGs（持続可能な開発目標）の 17 のゴール（目標）を以下に示す。この目標は、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの先進国を含む国際的な共通目標であり、わが国においても積極的に取組が進められている。

愛知県においては、令和元（2019）年 7 月に SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値の創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域である「SDGs 未来都市」に選定されており、「愛知県 SDGs 未来都市計画」等に基づく取組が進められている。



2) 強靭化との関連

SDGs の 17 のゴールの中には、「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「13. 気候変動に具体的な対策を」が掲げられている。強靭化のための取組は、経済や環境、都市等からの複合的なアプローチを踏まえ、これらのゴール（目標）に資する内容であり、様々な主体が連携して進める効果的なものであることから、SDGs で掲げる上記のゴールが目指すまちづくりの達成につながるものといえる。

2 瀬戸市の現状と課題

2.1 瀬戸市の地域特性

2.1.1 地形

本市の地形は、山地、丘陵地、平地から成り立っているが、大部分が標高100m～200mの低位丘陵地帯で占められており、平地部分が極めて少ない。市の北部から東部にかけては、市域面積の約6割を占める山地であり、木曽山脈の最南西端となる三国山（標高701m）や猿投山（標高629m）が連なっている。

市の中央部から西部、南部へは丘陵地帯が続き、尾張地方の東半分を形成している尾張丘陵の一部となっている。これらの丘陵部からは庄内川水系の水野川、矢田川水系の瀬戸川、矢田川がほぼ東から西へと流れしており、それらの流域に沿って狭い幅の平地を開析している。

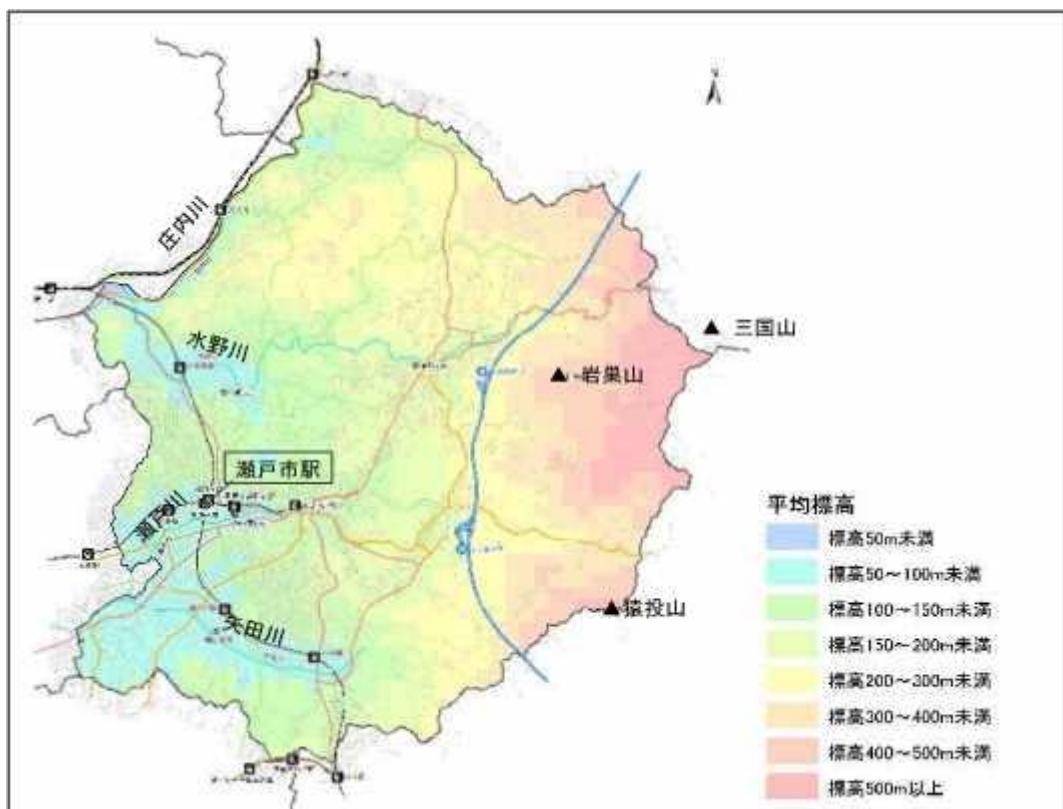


図2 瀬戸市の地形

出典：国土数値情報ダウンロードサービス（標高・傾斜度5次メッシュ）から作成

2.1.2 人口動向

本市の人口は、昭和40年代後半に大規模な住宅開発が進み、大幅に増加し、昭和60年代前半に一時減少する年もあったものの、その後、微増傾向を示し、平成21年度の133,518人をピークに緩やかな減少傾向に転じている。近年では、市全体において、自然増減、社会増減とともに減少している。

なお、将来の本市の人口は、国立社会保障人口問題研究所による推計では、人口減少は今後も続き、令和27（2045）年には約95,500人になると見込まれている。

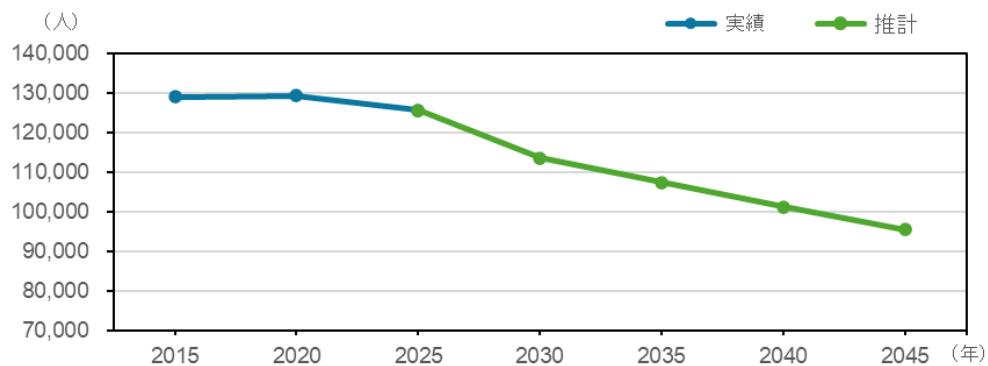


図3 濑戸市の人口の推移

出典:『瀬戸市連区別・年齢別・男女別人口（令和7年4月1日現在）』（～2025年）、国立社会保障人口問題研究所（2030年～）から作成

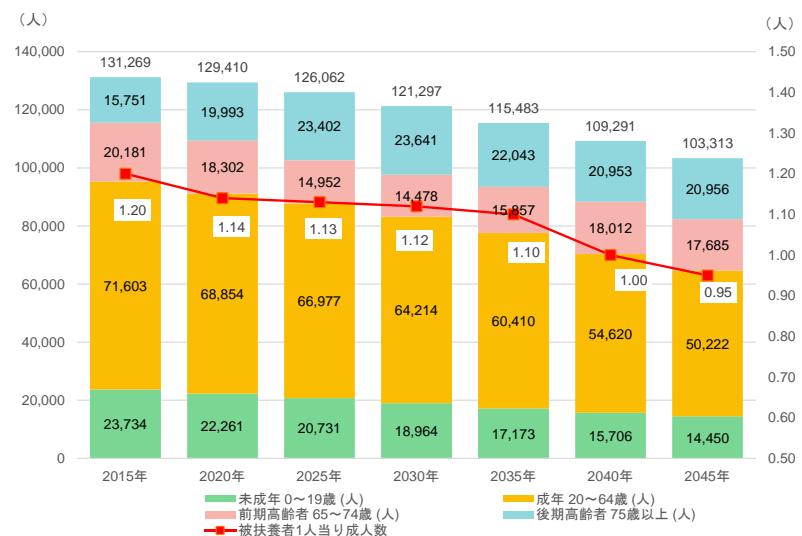


図4 濑戸市の年齢4区分の人口推移及び人口の構成

出典:『第2期瀬戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略』から作成

年齢4階級別による将来の人口見通し・人口構成の見通しを見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳までの生産年齢人口の減少が見込まれる一方で、65歳以上の老人人口の増加の傾向が見られる。

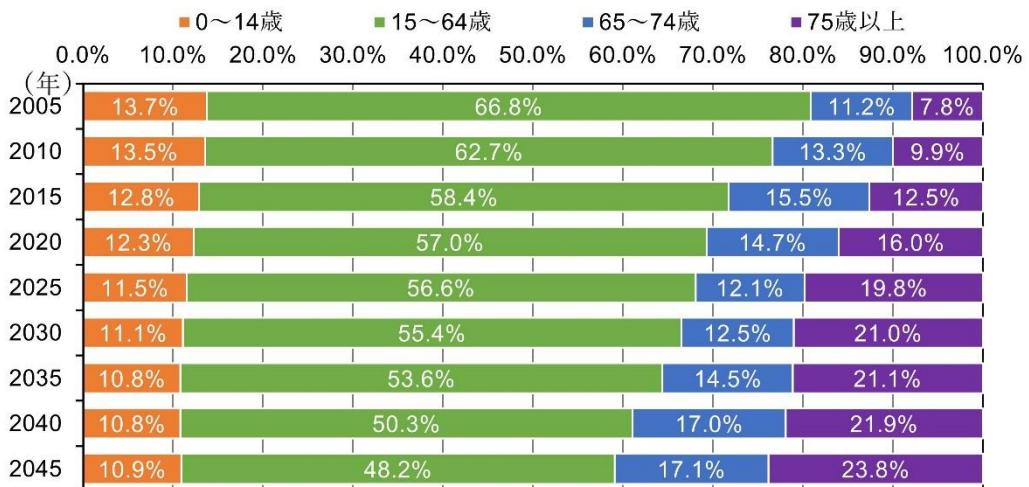


図5 年齢4階級別の人口構成の見通し

出典：国勢調査（～2015年）、国立社会保障人口問題研究所（2020年～）から作成

世帯の構成も、世帯主65歳以上で単独・夫婦のみの世帯が増加傾向にある。

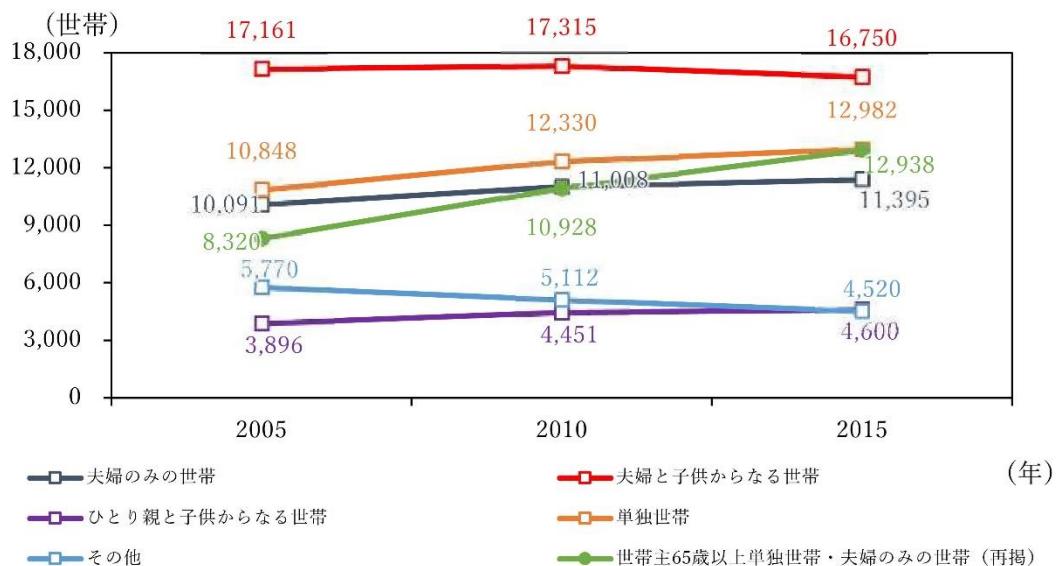


図6 世帯類型別世帯数の変化

出典：国勢調査（～2015年）から作成

以上のように、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少し、高齢者人口の割合が一層大きくなるとともに、高齢者のみの世帯も増加傾向にある。

また、本市は周辺自治体と同様、夜間人口と比較して昼間人口の割合が少ない傾向にある。15歳から59歳までの生産年齢階級では、「他市町村で従業・通学」する人が約4割であり、「自市で従業・通学」する人を上回っている。

したがって、災害の種類・様態・発生時間によっては、従業・通学中の相当数の人々が市外にいる状態であることが予測される。

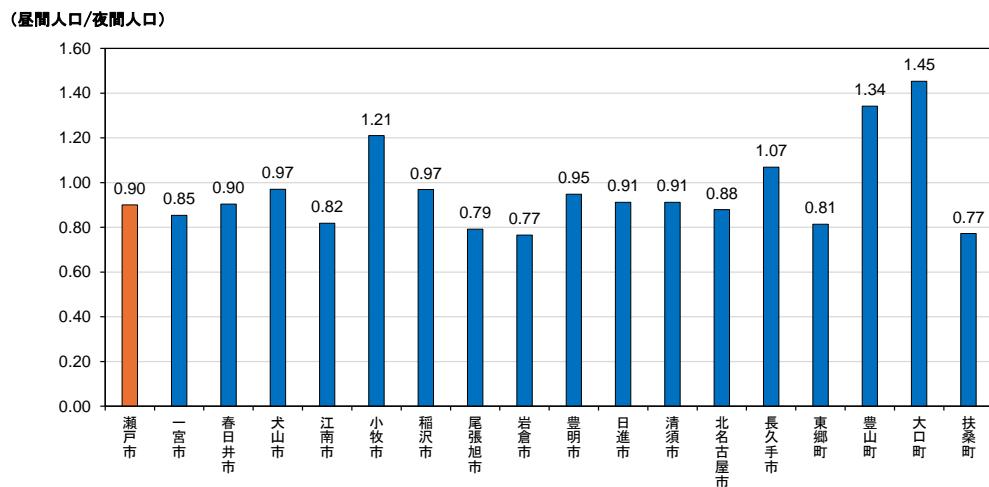


図 7 昼夜間人口比 (2020年) (尾張地方 (尾張))

出典：『あいちの人口 令和2年国勢調査』

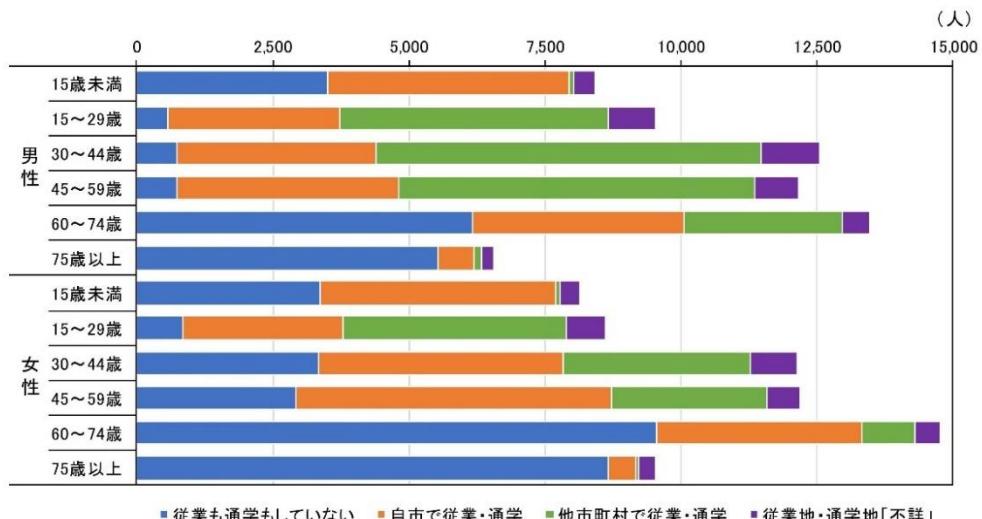


図 8 年齢区分別による従業・通学 (2015年)

国勢調査 (2015年) から作成

2.1.3 産業特性

1) 農工商業

農林水産省、経済産業省、総務省統計局の提供する統計から年間の農業産出額・製造品出荷額・商品販売額を比較すると、農業産出額と比較して製造品出荷額と年間商品販売額が大きいことがわかる。また、本市は、やきものを中心に発展してきた経緯から、製造品出荷額の多くを碍子やファインセラミックス部品の製造など陶磁器産業から派生した産業を含む電気機械器具製造業が占めており、「ものづくりのまち」としての瀬戸市の特徴を有している。持続可能な開発目標（SDGs）の目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」の視点からも、本市の産業と技術革新の基盤を強化する取組が重要といえる。

表 1 瀬戸市の産業に関する統計まとめ

| | 金額 | 備考 |
|---------|------------|--------------------------|
| 農業産出額 | 6.5 億円 | 農林水産省（令和5年市町村別農業産出額（推計）） |
| 製造品出荷額等 | 4,522 億円 | 瀬戸市工業統計調査結果（令和2年） |
| 年間商品販売額 | 1,698.6 億円 | 瀬戸市統計書（令和4年刊） |

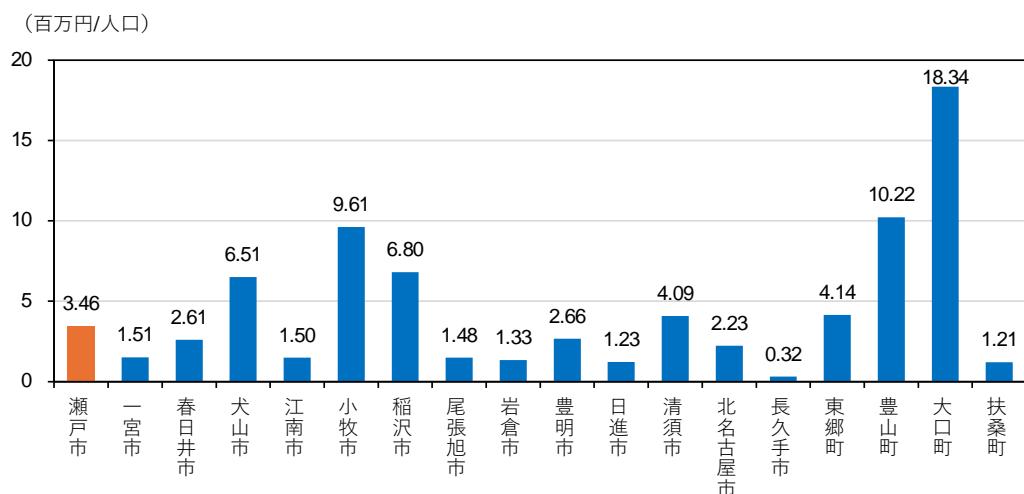


図 9 人口当たり製造品出荷額等（2019年）（尾張地方（尾張））

出典：総務省統計局平成28年経済センサス - 活動調査

※製造品出荷額等「2020年 工業統計調査結果（確報）（2020年6月1日現在）（愛知県集計分）」

（「あいち 2020年工業統計調査（2019年実績）は、2020年6月1日現在で実施）

人口は、「あいちの人口令和2年国勢調査」より（2019年実数）採用

(百万円/人)

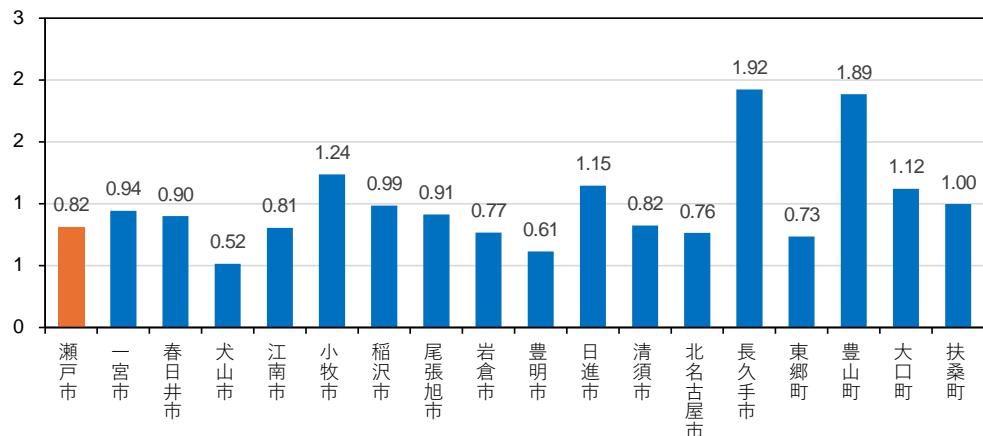


図 10 人口当たり小売業年間商品販売額 (2020 年) (尾張地方 (尾張))

出典：経済産業省 「令和 3 年経済センサス - 活動調査 産業別集計 (卸売業, 小売業に関する集計)」
※人口は愛知県人口動向調査結果 年報 (2020 年)

2) 交通

① 道路

自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

以下に、第 1 次緊急輸送道路と第 2 次緊急輸送道路を示す。

○第 1 次緊急輸送道路（県指定）

東海環状自動車道、国道 155 号

○第 2 次緊急輸送道路（県指定）

国道 363 号、国道 248 号、主要地方道 瀬戸設楽線、主要地方道 名古屋瀬戸線、
主要地方道 名古屋多治見線、主要地方道 瀬戸大府東海線

② 鉄道

大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。市内には、名古屋鉄道瀬戸線及び愛知環状鉄道が通っており、瀬戸線 4

駅、愛知環状鉄道 4 駅が立地している。

平成 17（2005）年国際博覧会開催を契機に整備された東海環状自動車道をはじめとする都市基盤施設や愛知環状鉄道の JR 乗り入れなどにより、鉄道や自動車の交通利便性が向上し、名古屋市や近隣市町村とのアクセスがさらに良くなっている状況にある。

表 2 令和 6（2024）年 濑戸市内駅別乗降客数（1 日あたり）と駅間距離

| 名古屋鉄道 濑戸線 | | 愛知環状鉄道 | |
|---------------------|--------|------------------|--------|
| (尾張旭市 三郷駅) | — | (豊田市 矢草駅) | — |
| 1.9km | | 2.6km | |
| 瀬戸市 水野駅 | 5,064人 | 瀬戸市 山口駅 | 1,950人 |
| 0.7km | | 2.1km | |
| 瀬戸市 新瀬戸駅 | 9,907人 | 瀬戸市 濑戸口駅 | 4,040人 |
| 0.7km | | 2.4km | |
| 瀬戸市 濑戸市役所前駅 | 2,970人 | 瀬戸市 濑戸市駅 | 6,322人 |
| 1.2km | | 2.8km | |
| 瀬戸市 尾張瀬戸駅 | 7,854人 | 瀬戸市 中水野駅 | 3,092人 |
| | | 3.4km | |
| 名古屋鉄道 濑戸線 計 25,795人 | | (春日井市 高蔵寺駅) | — |
| | | 愛知環状鉄道 計 15,404人 | |
| | | 瀬戸市内駅 総数 41,199人 | |

出典：瀬戸市資料

2.1.4 まち（市街化区域内）の現状

持続可能な開発目標（SDGs）には「住み続けられるまちづくりを（目標 11）」があり、本市においても都市の危険性を踏まえた上で、強靭で持続可能な都市及び居住地にする取組が重要といえる。本市の市街化区域（既に市街地を形成している区域と、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）は、令和 5（2023）年 3 月では 2,633ha であり、市街化区域内においても、土砂災害の危険が高い区域が存在している。その中でも、特に尾張瀬戸駅の東側や洞地区、品野連区に多い（図 11）。市街化区域における液状化の危険度は、尾張瀬戸駅の北側の一部や品野連区の一部に高い危険度の地域が存在する（図 12）。



資料：瀬戸市防災ハザードマップ 水害・土砂災害危険度図

図 11 水害・土砂災害危険度の状況

出典：瀬戸市都市計画マスタープラン

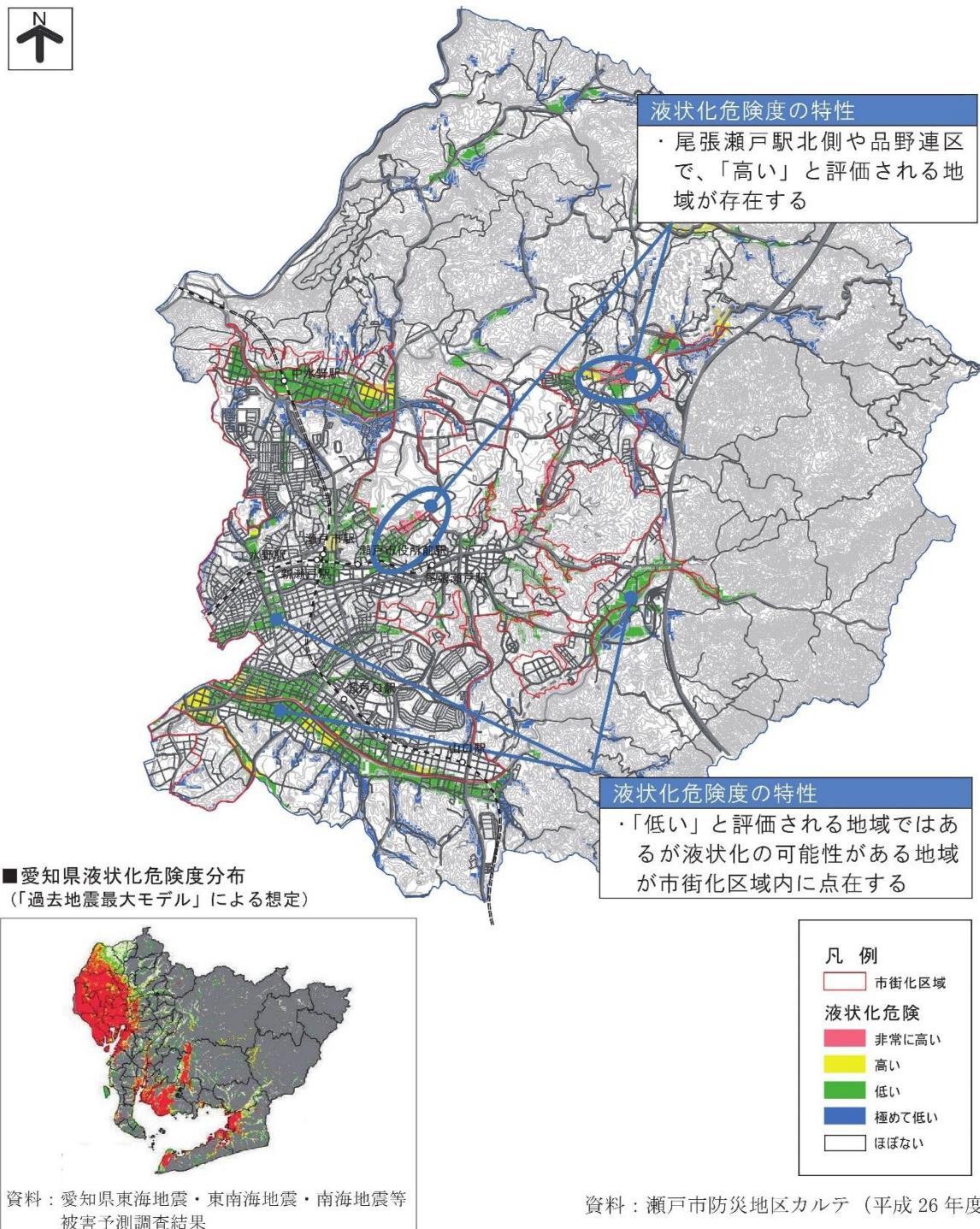
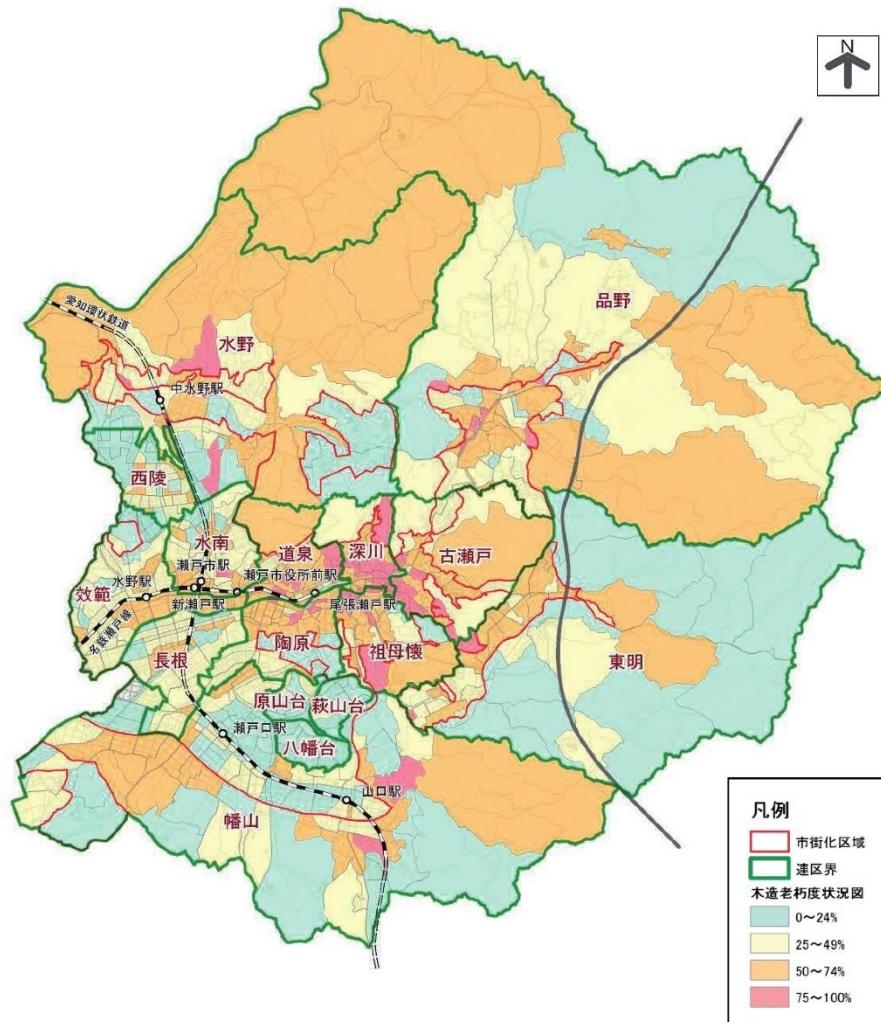


図 12 液状化危険度の状況

出典：瀬戸市都市計画マスタープラン

また、市街地における建築物の高層化や過密化、宅地造成による市街地の拡大が進展し、新耐震基準（昭和 56（1981）年 6 月 1 日以降）に合致していない建物（特に木造老朽建物）が現在も多く残っている。これらの市街地における状況は、発災時に全壊や半壊による被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の可能性を高める要因となっている。

住宅地の動向としては、土地区画整理事業が行われた品野や西陵地域、鉄道沿線で宅地化が進んでおり、鉄道沿線のマンション建設や市街化区域内農地の宅地化が進んでいる。



資料：都市計画基礎調査（II19）

図 13 木造老朽度の状況

出典：瀬戸市都市計画マスタープラン

2.1.5 社会資本の老朽化

本市の保有する公共建築物は、昭和 28（1953）年頃から整備が始まり、建設から 30 年以上経過した施設は平成 28 年時点では約 66% となっている（下図参照）。また、公共建築物とインフラ資産の修繕・更新に係る費用は、今後 40 年間で総額 2,953 億円にも及ぶことが試算されており（次頁参照）、公共建築物や市民生活に欠かせない道路や上・下水道施設等のインフラ施設の老朽化への対応が課題となっている。

上記のような課題により、長期的な視点から、更新・統廃合・長寿命化などを実施し、財政負担の軽減や平準化を図りつつ、公共施設等の最適な配置を実現することが求められている。本市では、第 6 次瀬戸市総合計画における実施計画の公共施設等の総合管理の中で、小学校等の施設の集約や機能強化を図るための整備や、道路修繕・橋りょう補修耐震工事等のインフラ資産の長寿命化を図る事業を位置づけている。

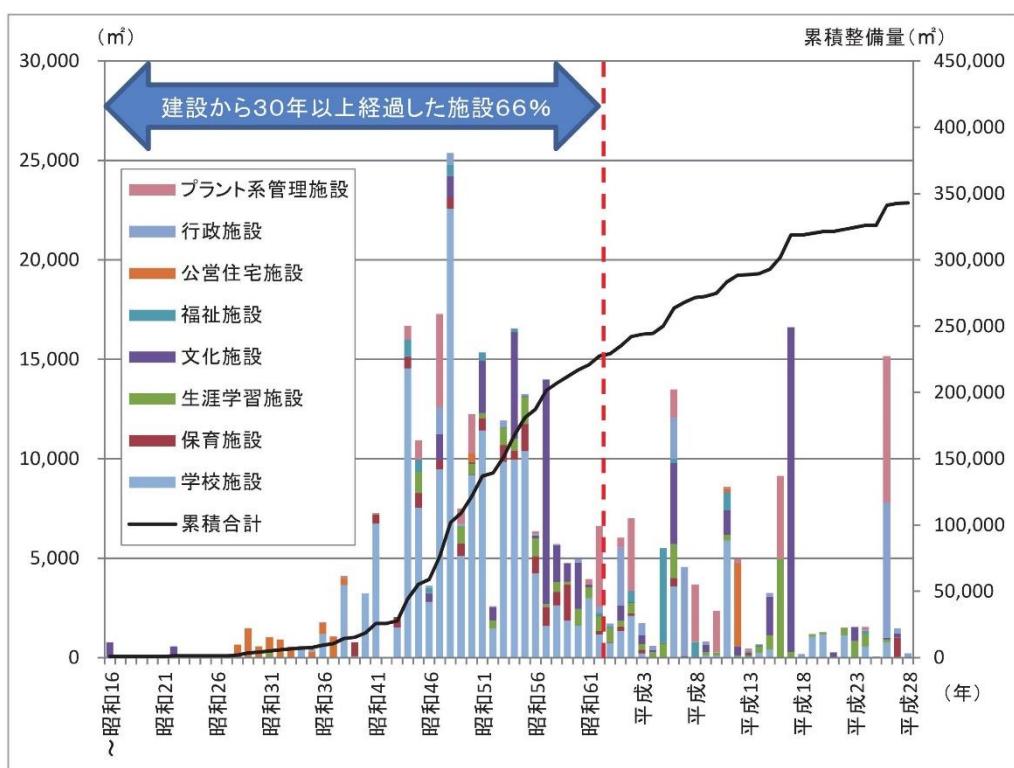


図 14 公共建築物延床面積の変遷

出典:瀬戸市都市計画マスタートップラン

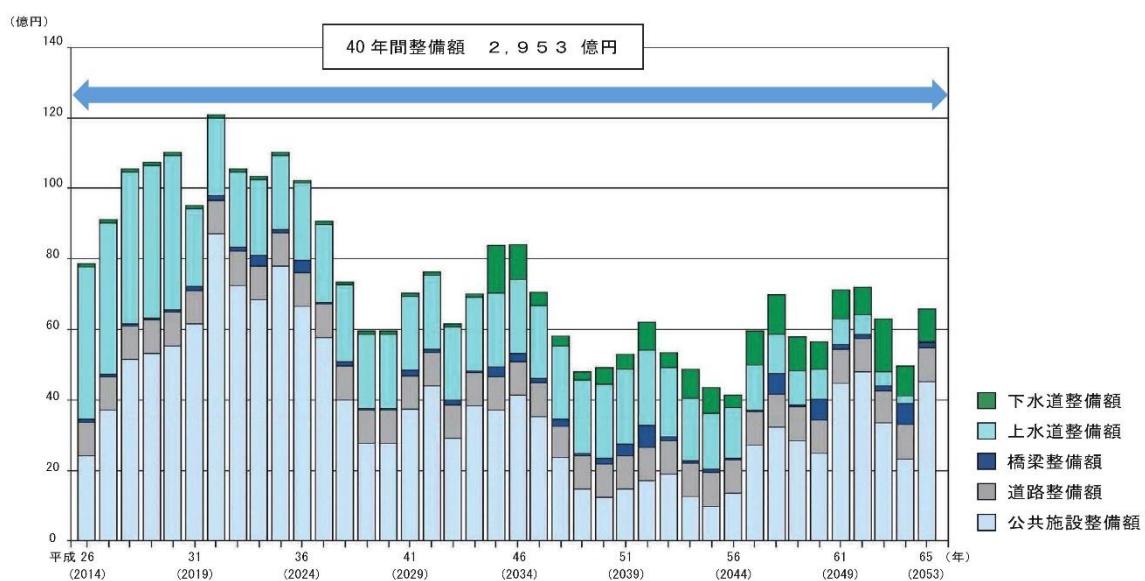


図 15 公共建築物及びインフラ資産の修繕・更新費用の推計

出典：瀬戸市都市計画マスタートップラン

2.2 瀬戸市に影響を及ぼす大規模自然災害

2.2.1 想定するリスクの考え方

本市の強靭化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するために、地震や豪雨等の具体的な被害想定や過去の災害事例を参考とする。本計画で想定するリスクは、瀬戸市に被害が生じる最大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。

2.2.2 地震により想定される被害

愛知県は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波とする「南海トラフ巨大地震（以下、「南海トラフ地震」という。）」について、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（以下、「愛知県被害予測調査」という。）」の結果を平成 26（2014）年 5 月に公表した。これらの調査では、今後想定される南海トラフ地震により、国や県の従前の想定を大きく上回る被害となるおそれがあることが示されている。国民の生命、身体及び財産を保護するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「南海トラフ地震特別措置法」という。）」に基づき、中央防災会議は「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を策定・変更し、南海トラフ沿いの地域において 100～150 年の周期で発生している大規模地震に対して、ハード・ソフト対策を有効に組み合わせて円滑かつ迅速に推進するものとしている。

また、平成 31（2019）年 3 月 29 日に内閣府から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第 1 版】」、令和 7（2025）年 8 月に「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」が示され、自治体、企業において防災対応の検討が始まっている。

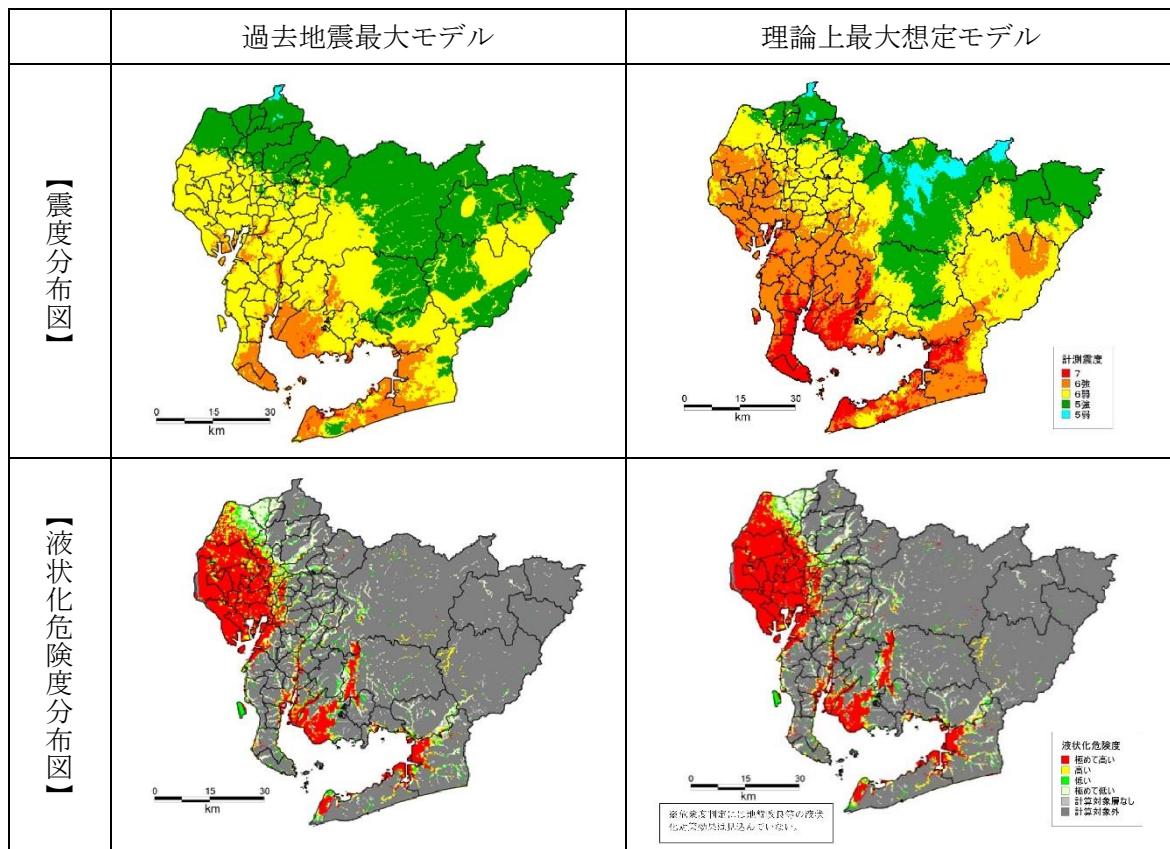
加えて、南海トラフ地震特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、南海トラフ地震の震度 6 弱以上の地域を対象として、瀬戸市をはじめとした愛知県内全市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」として平成 26（2014）年 3 月 28 日に指定されている。

本市は沿岸から離れた立地であることから津波による被害は想定されていないものの、強い揺れ、液状化、建物被害、人的被害についてはリスクを考慮した対応が必要である。

1) 強い揺れ、液状化に伴う被害

本市においては、約 91%が震度 5 強、約 9%に当たる市域が震度 6 弱の地域として想定されている。震度、液状化危険度ともに愛知県全域で見ると比較的危険度の低いエリアに立地している。

表 3 強い揺れ、液状化に伴う被害



出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果（平成 26 年 5 月）250m メッシュ

2) 建物被害・人的被害

建物被害（全壊・焼失）の想定について、過去地震最大モデルでは、揺れ・液状化・急傾斜地崩壊等による建物の全壊被害が各約 10 棟で、地震火災による消失は約 10 棟である。また、理論上最大想定モデルでは、揺れによる全壊が約 200 棟、液状化による全壊が約 10 棟、急傾斜地崩壊等による全壊が約 30 棟で、地震火災による焼失が約 90 棟となっている。

人的被害（死者）の想定について、過去地震最大モデルでは、建物倒壊、急傾斜地崩壊等、地震火災の死者といった被害は、それぞれわずかである。また、理論上最大想定モデルでは、建物倒壊で約 10 人、急傾斜地崩壊等、地震火災による死者といった被害は、それぞれわずかの想定となっている。

表 4 地震により想定される被害

【被害想定】

| 地震の区分 | 過去地震最大モデル | 理論上最大想定モデル |
|-------|-----------|------------|
| 最大震度 | 6 弱 | 6 強 |

【建物被害（全壊・焼失）】

| 地震の区分 | 過去地震最大モデル | 理論上最大想定モデル |
|--------------|-----------|------------|
| 揺れによる全壊 | 約 10 棟 | 約 200 棟 |
| 液状化による全壊 | 約 10 棟 | 約 10 棟 |
| 急傾斜地崩壊等による全壊 | 約 10 棟 | 約 30 棟 |
| 地震火災による消失 | 約 10 棟 | 約 90 棟 |
| 合 計 | 約 40 棟 | 約 300 棟 |

注 1) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注 2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別で想定した 3 ケースのうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース（冬夕方 18 時）を記載している。

注 3) 理論上最大想定モデルは、地震、季節時間帯別に複数想定したうち県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース（地震：陸側ケース、津波：ケース⑦、季節時間帯：冬夕方 18 時）を記載している。

【人的被害（死者）】

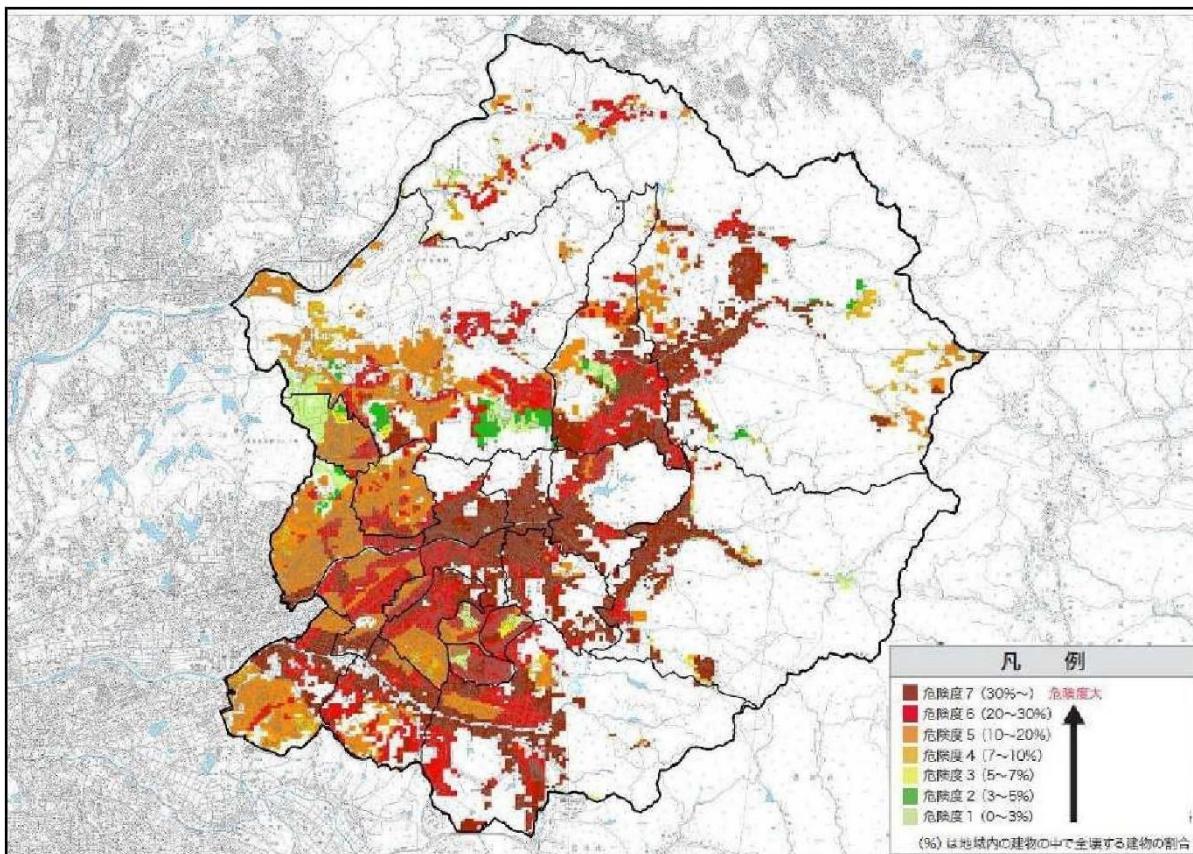
| 地震の区分 | 過去地震最大モデル | 理論上最大想定モデル |
|-----------------------|--------------|--------------|
| 建物倒壊による死者 | 被害わずか（5 人未満） | 約 10 人 |
| （うち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物） | 被害わずか（5 人未満） | 被害わずか（5 人未満） |
| 急傾斜地崩壊等による死者 | 被害わずか（5 人未満） | 被害わずか（5 人未満） |
| 地震火災による死者 | 被害わずか（5 人未満） | 被害わずか（5 人未満） |
| 合 計 | 被害わずか（5 人未満） | 約 20 人 |

注 1) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注 2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別で想定した 3 ケースのうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（冬深夜 5 時）を記載している。

注 3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別、季節時間帯別に複数想定したうち県全体の死者数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース①、季節時間帯：冬深夜 5 時）を記載している。

出典：瀬戸市地域防災計画（令和 6 年度修正）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したのもである。(承認番号 平19 総復、第1158号)

図 16 地震による建物倒壊危険度

出典：瀬戸市建築物耐震改修促進計画（改訂）想定データ

2.2.3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

1) 洪水・内水

①洪水・内水の概要

近年、全国的に短時間集中豪雨の発生回数が増加傾向にある。短時間集中豪雨は河川の氾濫、内水氾濫のリスクを増加させる。平成 27（2015）年 9 月の関東・東北豪雨では、台風 17・18 号の影響で南から湿った空気が長時間にわたって流れ込み、幅 100km-200km の南北に伸びた降雨域の中に多数の線状降水帯が近接して発生したことにより、北・東日本太平洋側を中心に記録的な大雨となり、栃木県と茨城県を流れる鬼怒川で堤防が決壊するなど、関東・東北地方の広範団で甚大な被害が発生した。また、平成 30（2018）年の西日本豪雨では、西日本を中心とした全国的に記録的な大雨により、岡山県では高梁川の支流が本流に合流する際に水がせき止められる「バックウォーター現象」等により水位が高い状態が長時間継続したこと等により、小田川等の堤防決壊が生じ、大規模な浸水被害が発生した。さらに、令和 6（2024）年 9 月能登半島豪雨では、活発な秋雨前線や線状降水帯などの影響で能登半島北部を中心に記録的な豪雨となり、河川の氾濫、土砂災害が多発し、多くの犠牲者が出了。このように、短時間豪雨の発生回数や、洪水による被害は全国的に頻発し、増加傾向にある。また、下水道その他の排水施設や河川等に雨水を排水できないことにより発生する浸水（内水）についても、頻繁に被害が発生している。愛知県内においても、1 時間あたりの降水量 50mm 以上の雨は過去 30 年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にある。また、深刻な被害が予想される時間降水量 80mm 以上の雨は、1997 年、2000 年、2009 年、2013 年に 1 日ずつ、2008 年には 2 日観測されている。

このような中、本市は、平地部分が極めて少なく、庄内川、水野川、瀬戸川、矢田川を中心とする、西部の山地谷部から東部一帯において河川・内水氾濫に関してのリスクがある。このような状況より、持続可能な開発目標（SDGs）の目標 11「住み続けられるまちづくりを」のゴールに貢献する取組が重要といえることから、水路・調整池で排水機能が豪雨災害に対応していない箇所では、このことを踏まえた上で、河川整備を推進するとともに、水路・調整池等の面的排水施設や土地区画整理事業等の面的整備、公共下水道の耐震化・耐水化、老朽化対策の促進を図る必要がある。



出典：気象庁「過去の気象データ」により作成

図 17 全国における時間降水量 50 mm以上の短時間豪雨発生回数

出典：愛知県地域強靭化計画（2025 年 3 月）



出典：気象庁「過去の気象データ」により作成

※過去 30 年間において、愛知県内のいずれかのアメダス観測地点において短時間豪雨が観測された日数をグラフ化。(時間降水量 80 mm以上の雨を観測した年は、棒グラフを青色で表示)

図 18 愛知県における時間降水量 50 mm以上の短時間豪雨発生日数

出典：愛知県地域強靭化計画（2025 年 3 月）

② 河川の氾濫により想定される被害

本市で想定される洪水リスクについては、洪水浸水想定区域図（想定最大規模）によると、庄内川では想定される浸水深3.0m以上の区域があり、このようなエリアでは、高い建物の住民でも浸水深が深く、水が退くのに時間を要することも想定されるため、事前に避難所等の安全な場所に避難することが必要となる。

また、庄内川・矢田川では、平屋住宅または集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るような浸水深0.5m～3.0mの区域があり、出水時の水位情報等にも注意し、避難所等の安全な場所に避難することが必要となる。

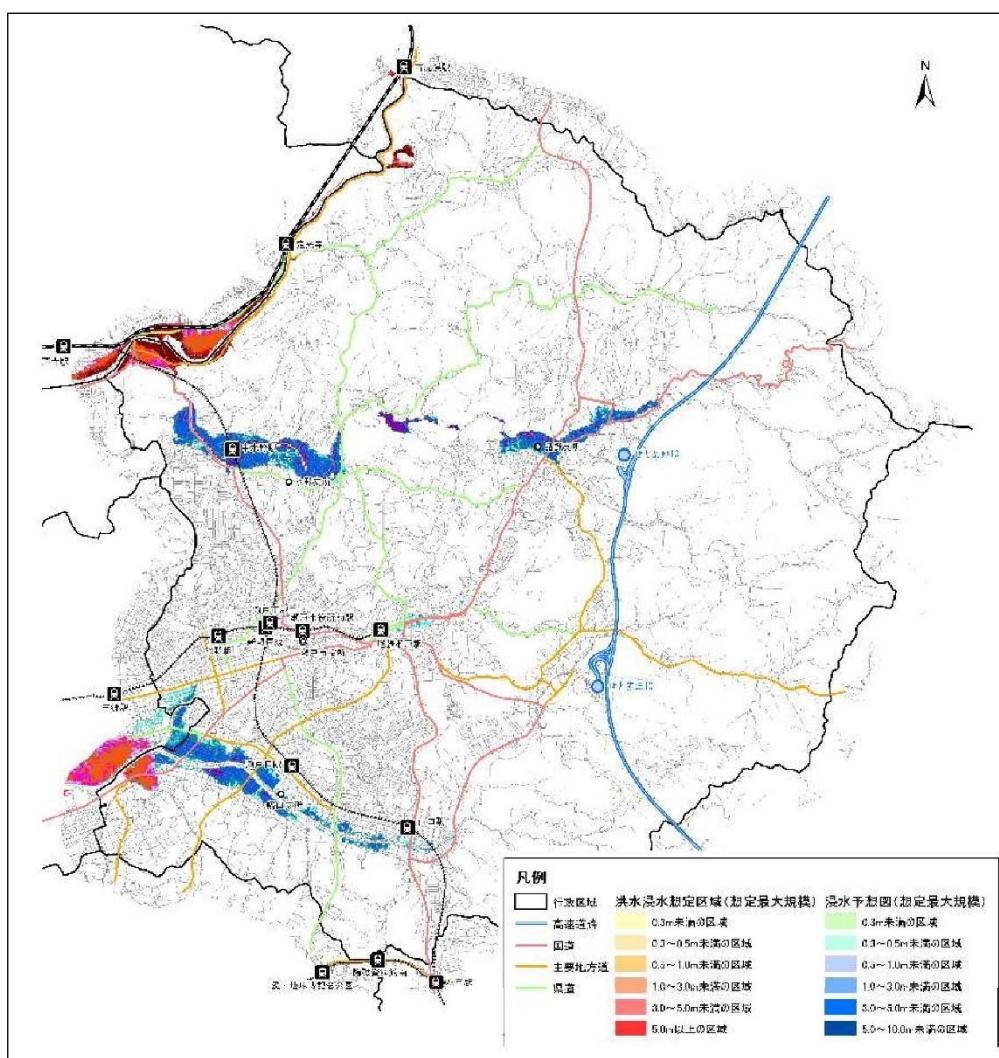


図 19 洪水浸水想定区域図

出典：庄内川・土岐川・矢田川浸水想定区域図（想定最大規模）、
矢田川・香流川浸水予想図（想定最大規模）

＜水害・土砂災害危険度の周知＞

本市では、阪神淡路大震災や東日本大震災を教訓に、防災・減災意識を高め、各家庭や地域における防災・減災対策に利用できるよう、「瀬戸市防災地区カルテ」及び「瀬戸市防災ガイドマップ」を作成している。「瀬戸市防災地区カルテ」では市の連区を基本として、18地区に分けてその災害危険度を3つの項目（社会条件、水害・土砂災害、地震災害）に分けて分析している。

「風水害の防災ガイドマップ」では、「水害・土砂災害危険度図」として、土砂災害の危険が高い地域と、水害の危険が高い地域を色分けで示し、指定緊急避難場所・指定避難所の位置を市内全域の地図に表示している。

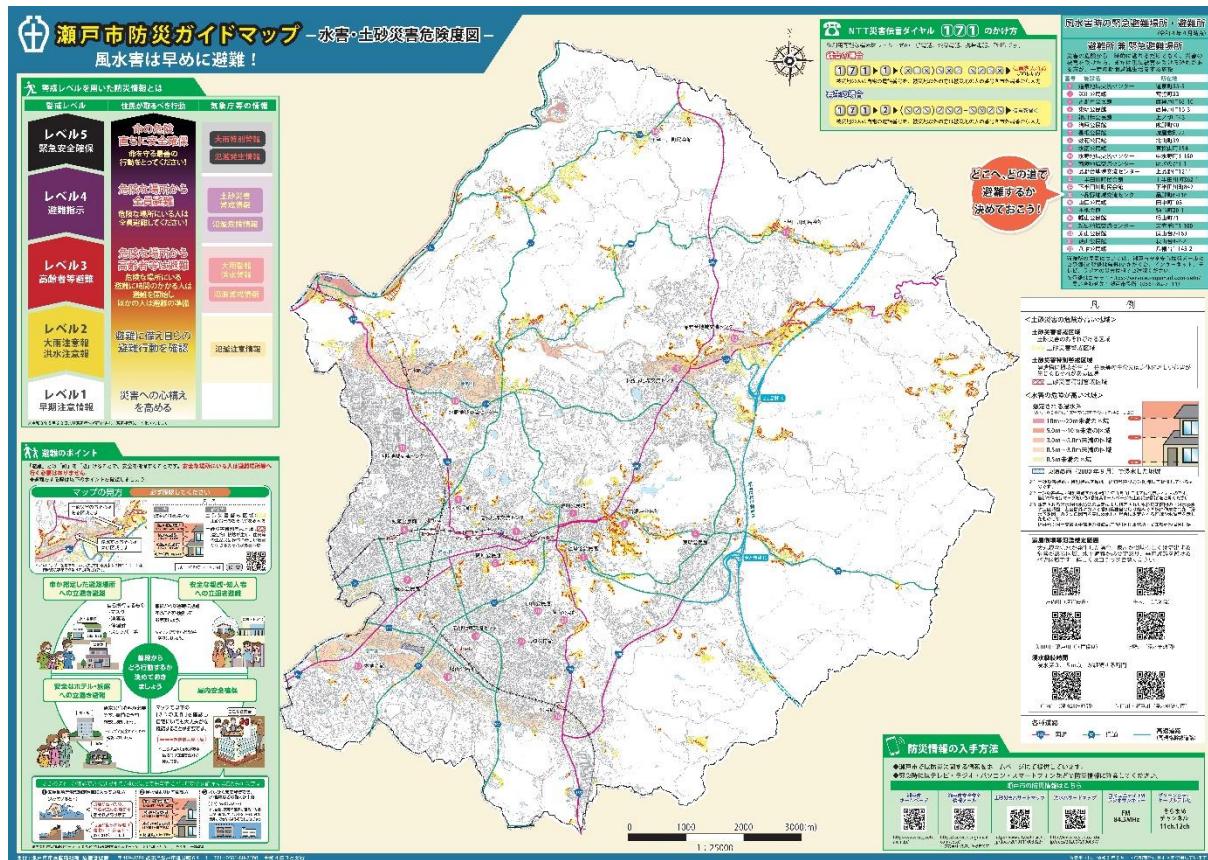


図 20 水害・土砂災害危険度図

出典：瀬戸市防災ガイドマップ（風水害）令和4年3月

2) 土砂災害

愛知県は6割以上が山地丘陵地で占められ、地質的にも脆弱な風化花崗岩類、第三紀層が多く分布し、また、中央構造線などの断層もあり、土砂災害の生じやすい特質を持っている。一方、土地利用についても山腹斜面やがけ地近くまで宅地化が進んでいるため、土砂災害の危険箇所を多く抱えている。本市の地形は大部分が標高100m～200mの低位丘陵地帯で占められており、平地部分が極めて少ないとから、急傾斜地等では土砂災害に留意する必要がある。

土砂災害は豪雨・台風だけでなく地震により発生することも留意する必要がある。平成30（2018）年9月に発生した北海道胆振東部地震では、200箇所を超える土砂災害が発生し、その崩壊面積は、明治以降、我が国において発生した主要な地震災害の中で最も多い13.4km²に達した。

本市の令和6（2024）年3月の状況では、土石流による警戒区域が108箇所（うち特別警戒区域は79箇所）、急傾斜地の崩壊による警戒区域が477箇所（うち特別警戒区域は441箇所）となっている。

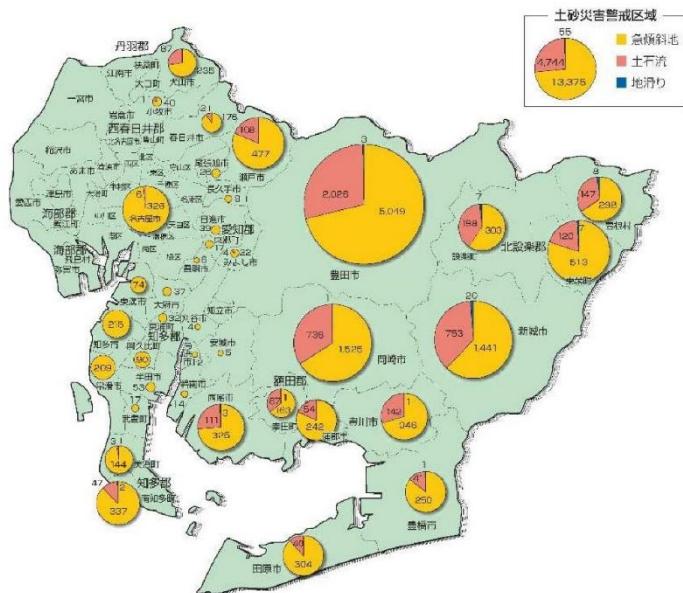


図 21 愛知県における土砂災害警戒区域等の指定

出典：愛知県地域強靭化計画より抜粋

表 5 濑戸市における土砂災害警戒区域等の指定箇所数

| 土石流 | | 急傾斜地の崩壊 | | 合計 | |
|------|----------|---------|----------|------|----------|
| 警戒区域 | | 警戒区域 | | 警戒区域 | |
| | うち特別警戒区域 | | うち特別警戒区域 | | うち特別警戒区域 |
| 108 | 79 | 477 | 441 | 585 | 520 |

出典：瀬戸市地域防災計画 資料編より作成（令和6年4月1日 現在）

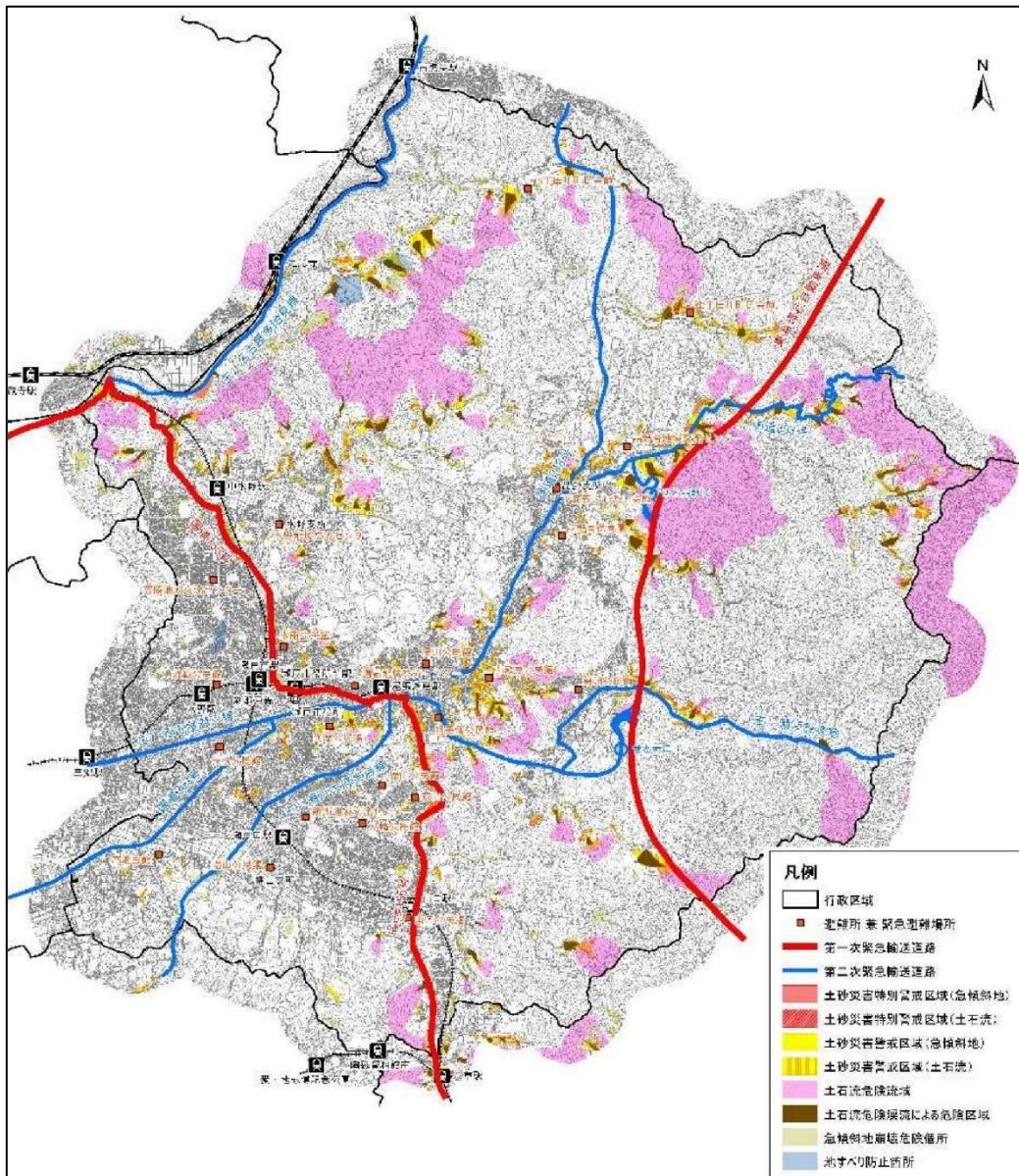


図 22 土砂災害警戒区域等

出典：愛知県砂防データ

3 瀬戸市の強靭化の基本的な考え方

3.1 瀬戸市地域強靭化計画の基本目標

基本法第14条において、本計画は、「国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、国土強靭化基本計画及び愛知県地域強靭化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定する。

- I 市民の生命を最大限守る。
- II 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- III 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- IV 迅速な復旧復興を可能とする。

3.2 瀬戸市の強靭化を進める上での留意事項

国土強靭化基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、「本市の強靭化を進める上での留意事項」を以下のとおり取りまとめる。

- ◆ 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証する。
- ◆ 短期的な視点によらず、長期的な視点を持って取り組む。
- ◆ ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的に取り組む。
- ◆ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に配慮する。

4 瀬戸市の脆弱性評価と強靭化の推進方針

4.1 脆弱性の評価

4.1.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

前述の基本目標を達成し、瀬戸市の強靭化のために必要な事項を整理することを目的として、脆弱性評価を行った。

脆弱性評価に当たり、まず想定するリスクとして地震や豪雨等の大規模自然災害を考えた（あらゆる大規模自然災害の事前準備・事前防災を行うことを主旨として、少しでも発生確率がある大規模自然災害を対象とした）。次いで、愛知県地域強靭化計画をもとに、瀬戸市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、6つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

| | 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 |
|--|------------|-----|--|
| 1 あらゆる自然災害に対し、13万人市民の直接死を最大限防ぐ | | 1-1 | 大規模地震に伴う住宅・建物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 地震に伴う密集市街地や大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 突発的又は広域的な洪水に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 |
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確 | | 2-1 | 自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-2 | 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺 |

| | | | |
|---|---|-----|--|
| | 保ることにより、関連死を最大限防ぐ | 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生 |
| | | 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 2-5 | 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱 |
| | | 2-6 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| | | 2-7 | 大規模な自然災害と感染症等の同時発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| | | 3-2 | 県、市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 4-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 |
| | | 4-2 | 重要な産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出 |
| | | 4-3 | 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響 |
| | | 4-4 | 食料等の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響 |
| | | 4-5 | 異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 |
| | | 4-6 | 農地・森林の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下 |
| 5 | 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| | | 5-2 | 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止 |
| | | 5-3 | 都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 |

| | | | |
|--------------------------------------|--|-----|---|
| | | 5-4 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 |
| | | 5-5 | 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する | | 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興できなくなる事態 |
| | | 6-2 | 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 |
| | | 6-3 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 6-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 6-5 | 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 6-6 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | | 6-7 | 風評被害による地域経済等への甚大な影響 |

4.1.2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靭化計画において設定された施策分野をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、11の個別施策分野及び5つの横断的分野を設定した。

■施策分野

| (個別施策分野) | (横断的分野) |
|--|--|
| ① 行政機能／警察・消防等／防災教育等 ② 住宅・都市 ③ 保健医療・福祉 ④ エネルギー ⑤ 情報通信 ⑥ 産業・経済 ⑦ 交通・物流 ⑧ 農林水産 ⑨ 市域保全 ⑩ 環境 ⑪ 土地利用 | ① リスクコミュニケーション ② 人材育成 ③ 老朽化対策 ④ 産学官民・広域連携 ⑤ デジタル活用 |

4.2 推進すべき施策の方針

前項の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に係る本市の脆弱性の評価及び本市の各種部門計画等を踏まえ、今後の施策の方針を、リスクシナリオごとに掲げた。

これらの強靭化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靭化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層の効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的な数値指標に関するデータを共有する等、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

4.2.1 リスクシナリオごとの施策の推進方針

1. あらゆる自然災害に対し、13万人市民の直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う住宅・建物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(防災まちづくりの啓発活動の推進)

- 総合防災訓練の実施等により、大規模災害に対する意識や共助・公助の体制づくりを強める。【市・地域・民間】

(救助・救援等に係る体制強化)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制の強化を図るとともに、救出救助資機材の整備を推進する。【国・県・市】

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 防災拠点となる公共施設や学校施設等や社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実や、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。ま

た、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化することを推進する。私立学校施設の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。また、地域包括ケアシステムの構築・強化のために、介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修の推進を図る。他方で、耐震性のある建物へ移転する等、児童クラブ施設の耐震化を図る。【県・市】

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑えることを推進する。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐことを推進する。【県・市】
- 住宅・建築物の耐震化については、空家等対策計画に沿った老朽空家・特定空家の解消とも連携した住宅の建て替え促進、老朽化マンションの再生・除却を促進することが重要であり、マンションの再生の円滑な推進に資する除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度などの法改正による新たな制度等の着実な実施や、耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。また、整備から一定程度経過している菱野団地において、再生計画の推進（防災力の向上が図られる取組の推進）を図る。【県・市】

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 大規模地震による道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において、無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。
- 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地等や盛土等の安全性の把握・確認等を進める。また、液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを、十分に周知することを推進する。【市】

(石綿（アスベスト）飛散対策)

- 建築物の倒壊による健康被害を防止するために、民間建築物に対しての石綿飛散対策を実施する。【市・民間】

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 緊急輸送道路をはじめとした道路橋りょうに対して耐震化や老朽化対策を推進する。【県・市】

(消防団の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団が使用する車両・資機材の充実、継続的な教育訓練等の推進により、消防団の充実強化を促進する。【市・地域】

(自主防災組織等の強化と連携の促進)

- 住民や企業等の自発的な防災活動を促進するため、地域防災の担い手の自主防災組織や自主防災リーダーの育成強化による自主防災組織の活動の活性化や、消防団と地域コミュニティ等の連携の促進を図ることにより、地域防災力の向上を図る。【市・地域】

(行方不明者相談体制の整備・強化)

- 行方不明者に関する相談に対して迅速に対応できるように相談体制の整備・強化を進める。【市】

(近隣自治体等との連携)

- 市域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣自治体や国・県との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係自治体との連携を密なものにするとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る。【国・県・市】

(施設等の質の向上)

- 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。【県・市】

(エレベーターへの閉じ込め防止)

- 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。【県・市】

(防災・減災対策の不断の検討)

- 地震による多数の死傷者の発生を防止するため、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定の推計・見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。【県・市】

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 地震の発生から揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等をとる時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【県・市】

【具体的施策】

- ・ せと市民総ぐるみ防災訓練への参加世帯数増加
- ・瀬戸市受援計画の策定・更新
- ・防災教育啓発の充実
- ・公共施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の推進
- ・ZEHZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進
- ・学校施設の安全確保
- ・救出救助を担う機関との連携強化
- ・救出救助資機材等の整備の推進

- ・消防の広域化の推進
- ・消防団員の確保
- ・ブロック塀の撤去補助
- ・空家等の緊急対応修繕
- ・建築物の非構造部材等の耐震対策の促進
- ・行方不明者相談体制の整備強化
- ・児童クラブ施設の耐震化
- ・耐震改修促進計画の改訂
- ・耐震相談会の開催
- ・大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進
- ・地域介護福祉空間整備等の施設整備
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進
- ・道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進
- ・特定空家の代執行
- ・被災市町村への応援体制の整備
- ・菱野団地再生計画の推進
- ・文化センターLED化計画
- ・文化センター美術館エレベーター更新工事
- ・保守点検業務における定期検査の実施
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進促進
- ・民間建築物の石綿含有調査費補助
- ・民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進
- ・民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助
- ・民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）
- ・民間木造住宅の耐震診断
- ・木造住宅の解体工事費補助
- ・要安全確認記載建築物の耐震改修費補助
- ・老朽空家等の解体補助
- ・体育館の空調設備の設置

【重要業績指標】

- ・ せと市民総ぐるみ防災訓練への参加世帯数増加
現状値：26,862 世帯（R6）→目標値：24,000 世帯（R7）・25,000 世帯（R8）・26,000 世帯（R9）・27,000 世帯（R10）・28,000 世帯（R11）
- ・ 地震時対策を導入したエレベーターへ更新
美術館（R8 整備）
- ・ 文化センターLED 化率
現状値：50% → 目標値：100%（R8）
- ・ ブロック塀等の撤去費補助件数
現状値：3 件/年（R1）→ 目標値：5 件/年（毎年度）
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助件数（段階的改修費含む）
現状値：2 件/年（R1）→ 目標値：5 件/年（毎年度）
- ・ 民間木造住宅の耐震診断数
現状値：27 件/年（R1）→ 目標値：40 件/年（毎年度）
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数
現状値：なし（R1）→ 目標値：1 件/年（毎年度）
- ・ 老朽化空家等の解体補助件数
現状値：10 件/年（R1）→ 目標値：13 件/年（毎年度）
- ・ 耐震シェルター整備件数
現状値：1 件/年（R6）→ 目標値：1 件/年（毎年度）
- ・ 耐震性のない住宅の解体件数
現状値：1 件/年（R1）→ 目標値：6 件/年（毎年度）
- ・ 菅野団地再生に向けた中・長期計画の進捗率（公共交通人口カバー率 100%ほか）
現状値：60%（R6）→ 目標値：40%（R8）
- ・ 幹線道路舗装修繕の施工延長
現状値：1,789m（R1）→ 目標値：1,732m 程度（R8～R10）
- ・ 耐震補強橋りょう数
現状値：4 橋（R6）→ 目標値：0 橋（R7）・0 橋（R8）・1 橋（R9）・0 橋（R10）・0 橋（R11）
- ・ 補修橋りょう数

現状値：5 橋（R6）→目標値：5 橋（R7）・3 橋（R8）・4 橋（R9）・16 橋（R10）・7 橋（R11）

- ・緊急消防援助隊登録車両の更新数

現状値：0 台（R6）→目標値：1 台（R9）・1 台（R12）

- ・消防団員数

現状値：237 人（R6）→目標値：毎年 2 人増員、252 人（R12）

1-2 地震に伴う密集市街地や大規模火災による多数の死傷者の発生

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 耐震性貯水槽を始めとする消防水利の確保や整備、防災備蓄倉庫等防災設備の設置並びに火災予防・被害軽減のため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、低層の木造建築物が密集した市街地の解消、防災マップの作成、消火・避難訓練の実施等、ソフト対策の強化を推進する。【市】

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。【市】

(防火防災対策の推進)

- 事業所における防火防災管理体制を充実・強化するため、防火対象物及び危険物施設に対して計画的に立入検査を実施し、発災時における火災の発生を抑えるとともに、適切な初期対応ができるようになりますことで被害の軽減を図る。また、一般住宅において、火気器具や電気器具の転倒等による出火を抑えるため、様々な行事や訓練等での機会を捉え、各家庭における減災対策の啓発に努める。【市】

(消防団の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団が使用する車両・資機材の充実、継続的な教育訓練等の推進により、消防団の充実強化を促進する。【市・地域】

(感震ブレーカー等の普及)

- 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める。

(水道防災の推進)

- 上下水道耐震化計画に基づき、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設等の急所となる最重要施設の耐震化を促進するとともに、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を促進する。また、災害時においても速やかな機能確保ができるよう耐震性貯水槽の整備、給水車の配備、浄水場の防災拠点化を促進する。【県・市】

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)（再掲）

- 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑えることを推進する。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐことを推進する。【県・市】
- 住宅・建築物の耐震化については、空家等対策計画に沿った老朽空家・特定空家の解消とも連携した住宅の建て替え促進、老朽化マンションの再生・除却を促進することが重要であり、マンションの再生の円滑な推進に資する除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度などの法改正による新たな制度等の着実な実施や、耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。また、整備から一定程度経過している菱野団地において、再生計画の推進（防災力の向上が図られる取組の推進）を図る。【県・市】

(既存不適格建築物等の安全性向上の促進)

- 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2 方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知することを推進する。【県・市】
-

【具体的施策】

- ・ 歴史民俗資料館立ち入り検査
- ・ 公園施設の整備、都市公園の安全安心対策
- ・ 都市公園等の適正配置の推進
- ・ 耐震相談会の開催（再掲）
- ・ 重要施設配水管の耐震化
- ・ 感震ブレーカーの普及推進
- ・ 査察計画に基づく計画的な立入検査の実施
- ・ 自警団小型動力ポンプ整備事業
- ・ 住宅用火災警報器の設置維持管理の推進
- ・ 年間広報計画に基づく効果的な広報の実施
- ・ 消防水利の整備の推進
- ・ 防火防災対策の推進
- ・ 立入検査を実施し適正な避難行動及び避難誘導が行える体制の確保を指導

【重要業績指標】

- ・ 歴史民俗資料館立ち入り検査実施回数
現状値：R7 以降毎年 1 回実施予定
- ・ 市民 1 人当たりの都市公園面積
現状値：8.46 m²/人 (R6) → 目標値：8.70 m²/人以上 (R11)
- ・ 重要施設配水管の耐震化
管路更新率：1%/年
- ・ 住宅火災警報器適合率
現状値：69.0% (R6) → 目標：64.0% (R7)・66.0% (R8)、68.0% (R9)、70.0% (R10)、

72.0% (R11)

- 既設防火水槽の耐震化数

現状値：3基 (R6) → 目標値：4基 (R7)・5基 (R8)・6基 (R9)・7基 (R10)・8基 (R11)

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートや緊急地震速報受信システムの活用訓練の実施及び防災ラジオによる緊急情報の確実な住民への伝達等の情報関係施策を推進するとともに、情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。【県・市・地域】

(災害対応力の強化)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制の強化を図るとともに、国や他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる受援体制の強化を図る。【国・県・市】

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 防災教育資料の作成・配布等により、学校（私立学校含む）における防災教育の取組支援を図る。また、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練を推進するとともに地区防災計画に関する取組を促進する。また、市域を越えた近隣自治体との連携による広域的な訓練等を実施する。【市・地域】
- 避難に関して、避難方法（避難所に避難すべきか、自宅での避難の方が安全か等）のルールづくりと周知を検討する。【市】

(水路、調整池等による面的排水施設の整備促進)

- 河川・内水氾濫に関してのリスクに備え、河川整備を推進するとともに、水路・調整池

等の面的排水施設や土地区画整理事業等の面的整備に併せて排水施設整備を推進する。

【国・県・市】

(ため池の防災対策の推進)

- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、耐震化等に取り組むとともに、農業用ため池ハザードマップを更新する。【県・市】

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 想定最大規模（L2）の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表し、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進することなどにより、災害のリスク確認や適切な避難のタイミングを見極めるための判断材料として活用するよう周知を図る。【国・県・市】

(治水・浸水対策施設の整備等)

- 「流域治水推進行動計画」に基づき、水に対して堤防背後地の被害が想定される箇所など、浸水被害軽減のため、河川改修の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報等を記載したハザードマップの作成・配付など、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。【国・県・市】
- 将来見込まれる気候変動を踏まえ、治水計画等を見直すことを推進する。【国・県・市】

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設等の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化することを推進する。あわせて、特に水害リスクの高い河川においては、特定都市河川の指定を進め、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する。

【県・市】

(粘り強い河川堤防の整備)

- 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進めることを推進する。【県・市】

(学校施設の浸水対策の推進)

- 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を推進する。なお、私立学校施設の浸水対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかけることを推進する。【県・市】

(グリーンインフラの推進)

- 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る。また、社会资本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する。【県・市】

(気候変動を踏まえた防災の推進)

- 気候変動影響評価や適応策の検討のため、地域気候変動適応計画策定マニュアル等を踏まえて、市における地域気候変動適応計画策定に努める。【県・市】

【具体的な施策】

- ・ 地区防災計画の策定更新の支援
- ・ 瀬戸市安全安心情報メール登録者数の増加
- ・ 瀬戸市受援計画の策定・更新（再掲）
- ・ 地区防災計画の策定・更新の支援

- ・防災ガイドマップの更新
- ・被災市町村への応援体制の整備（再掲）
- ・防災教育啓発の充実（再掲）
- ・中水野駅周辺地区の土地区画整理事業及び関連事業の推進
- ・ため池ハザードマップの更新
- ・砂防施設（護岸・堤防）の更新（県）
- ・雨水出水浸水想定区域の公表
- ・河川情報等の提供
- ・河川排水路整備の推進（瀬戸川（県）、南ヶ丘町（市）などの河川排水路整備、矢田川・水野川（県）、準用河川及び普通河川（市）などの浚渫）
- ・緊急情報の確実な伝達
- ・洪水浸水想定区域の周知啓発（ハザードマップ）
- ・市内各地区排水路整備の推進
- ・浸水想定区域指定の周知（表示看板）
- ・水防法に基づく洪水ハザードマップの更新（瀬戸川・矢田川・水野川）
- ・内水ハザードマップの更新
- ・普通河川における護岸等の改修、排水路の改良および更新
- ・防災重点農業用ため池の改修
- ・森林環境譲与税の活用（森林整備、木材利用、人材育成、普及啓発）
- ・学校施設の土砂災害対策事業の推進
- ・救出救助を担う機関との連携強化（再掲）
- ・救出救助資機材等の整備の推進（再掲）

【重要業績指標】

- ・瀬戸市安全安心情報メール登録者数の増加
現状値：11,515人（R6）→目標値：12,000人（R7）・13,000人（R8）・13,000人（R9）・
14,000人（R10）・15,000人（R11）
- ・緊急消防援助隊登録車両の更新数（再掲）
現状値：0台（R6）→目標値：1台（R12）

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

（土砂災害対策の推進）

- 豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人々が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため、砂防施設等の整備促進により土砂・流木災害対策を推進する。【県・市】
- 台風や集中豪雨等による土砂災害に対し、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める。また、住宅・建築物の土砂災害対策を促進する。【県・市】
- ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練をはじめとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性を住民へ周知し、警戒避難体制の整備を促進する。【県・市】

（ため池の防災対策の推進）（再掲）

- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、耐震化等に取り組むとともに、農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、農業用ため池ハザードマップを更新する。【県・市】

（山地災害、森林等の保全機能の低下への対応）

- 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化する傾向にあることを踏まえ、県による治山・砂防事業の推進に協力する。【県・市】

（亜炭坑跡地対策の促進）

- 亜炭坑跡地対策に関する情報を把握するため、国、県、亜炭坑関係市町村と情報を共有する。【国・県・市】

【具体的施策】

- ・防災ガイドマップの更新（再掲）
- ・がけ地近接等危険住宅の移転事業の推進
- ・ため池ハザードマップの更新（再掲）
- ・急傾斜地崩壊対策事業の推進（落合町、東郷町、西吉田町、藤四郎町、陶栄町、品野町8丁目、東権現町など）
- ・住宅建築物の土砂災害対策改修費補助
- ・大規模盛土造成地の変動予測調査に基づく対策の推進
- ・地すべり対策事業の推進
- ・土砂災害ハザードマップ更新
- ・土石流対策砂防事業の推進（瀬戸川支川（県））
- ・土石流対策砂防事業の推進（瀬戸川支川、大石本川、暁洞川、蟹川 水野川第12支川、中洞川（県））
- ・防災重点農業用ため池の改修（再掲）

【重要業績指標】

- ・急傾斜地崩壊危険区域指定箇所工事着手件数
現状値：0 箇所（R6）→ 目標値：3 箇所（R7）・5 箇所（R10）
- ・防災重点ため池耐震対策済件数
対策済値：1 池（R6）→ 目標値：3 池（R7）

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

（死傷者の発生防止のための対策）

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、防災気象情報の利活用を進めると共に、平常時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予想されるときの不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。【市】

- 降積雪時における列車の駅間停車による長時間にわたる乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、降積雪の状況等に応じた総合的な雪害対策が適切に実施されるよう必要な施策を強化することを推進する。特に、融雪機等の整備や、気象予報を踏まえた事前の備えの強化、長時間駅間停車が見込まれる場合における運行再開と乗客救出の並行実施の再徹底及び乗客への具体的情報提供の強化、他自治体等関係機関との協力体制の強化、具体的場面想定に基づく実践的な訓練などが適切に実施されるよう対策を推進する。【市】
- 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、送配電設備の耐雪害対策を実施するほか、設備損傷の起因となる周辺樹木の事前伐採等を推進する。【県・市】

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む）・インターネット・SNS のいずれかが中断や通信インフラの障害により機能停止した際にも、情報提供ができるように防災行政無線整備を進める等、多様な情報提供の手段の確保を図る。【市】

【具体的施策】

- ・ 防災気象情報の利活用等による死傷者の発生防止の対策
- ・ 防災行政無線機の整備更新

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

2-1 自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 消防職員・消防団員の教育・訓練の充実強化等により、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化を図るとともに、消防施設・装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、防火水槽の耐震化を図る等、消防水利の確保を進める。【市】

(災害対応業務の実効性の向上)

- 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。【県・市】
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めることを推進する。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する。【県・市】

(応援部隊の受援体制等の整備)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制の強化を図るとともに、国や他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる受援体制の強化を図る。【国・県・市】

(防災活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 防災活動拠点となる公共施設の耐災害性をさらに強化する。【市】

(消防団の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団が使用する車両・資機材の充実、継続的な教育訓練等の推進により、消防団の充実強化を促進する。【市・地域】

(自主防災組織等の強化と連携の促進)

- 住民や企業等の自発的な防災活動を促進するため、地域防災の担い手の自主防災組織や自主防災リーダーの育成を強化による自主防災組織の活動の活性化や、消防団と地域コミュニティ等の連携の促進を図ることにより、地域防災力の向上を図る。【市・地域】

(消防団員の確保)

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから消防団員の待遇改善や、活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う。【市】

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する。【県・市】

(ヘリコプターやドローンを活用した情報収集)

- 発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ヘリコプターやドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図ることを推進する。【県・市】

(災害対策拠点における非常用発電設備の強化)

- 市庁舎、消防署及び地域の災害対策拠点となる施設に対し、発災時の電源確保のため、蓄電システムなど非常用電源設備の導入を検討する。【市】

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。【県・市】

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化を推進する。【県・市】

(防災協力農地として利用できる都市農地の確保)

- 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等としての活用を推進する。【県・市】
-

【具体的施策】

- ・ せと市民総ぐるみ防災訓練への参加世帯数増加（再掲）
- ・ 瀬戸市受援計画の策定・更新（再掲）
- ・ 地区防災計画の策定更新の支援（再掲）
- ・ 被災市町村への応援体制の整備（再掲）
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進（再掲）
- ・ 文化センター非常用電源整備
- ・ 耐震改修促進計画の改訂（再掲）
- ・ 耐震相談会の開催（再掲）
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助（再掲）
- ・ 救出救助を担う機関との連携強化（再掲）
- ・ 救出救助資機材等の整備の推進（再掲）
- ・ 消防の広域化の推進（再掲）
- ・ 救助活動を行う消防本部職員の災害対応力の強化
- ・ 緊急消防援助隊の受援体制の強化
- ・ 災害対策拠点における非常用発電設備の強化
- ・ 自主防災組織の活動の活性化支援
- ・ 消防職員・消防団員の教育内容の充実強化
- ・ 消防水利の整備の推進（再掲）
- ・ 消防団の施設設備の充実
- ・ 消防団員の確保（再掲）
- ・ 地域と連携した消防機能の強化

【重要業績指標】

- ・ せと市民総ぐるみ防災訓練への参加世帯数増加（再掲）
現状値：26,862 世帯（R6）→目標値：24,000 世帯（R7）・25,000 世帯（R8）・26,000
世帯（R9）・27,000 世帯（R10）・28,000 世帯（R11）（再掲）
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助件数（段階的改修費含む）
現状値：2 件/年（R1）→ 目標値：5 件/年（毎年度）
- ・ 民間木造住宅の耐震診断数
現状値：27 件/年（R1）→ 目標値：40 件/年（毎年度）
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）
現状値：なし（R6）→ 目標値：1 件/年（毎年度）
- ・ 緊急消防援助隊登録車両の更新数
現状値：0 台（R6）→ 目標値：1 台（R9）・1 台（R12）
- ・ 消防団員数
現状値：237 人（R6）→ 目標値：毎年 2 人増員、252 人（R12）

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、防災拠点の機能維持や消防車両等への石油燃料が確保できる体制を強化する。【県・市・民間】

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化や都市計画道路等の幹線道路整備や無電柱化、道

路啓開に向けた連携強化、災害時の道路被害情報共有強化を進める。【国・県・市・民間】

- 救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、「災害時における応急対策用資機材の貸借に関する協定書」に基づく確認を定期的に実施する他、市内の物流事業者とも情報交換を行い、食料・物資の配送等についての連絡や協力体制を構築する。【市・民間】

(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)

- 多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。【県・市】

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。【市・民間】

(医療リソースの供給体制の確立)

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体的な検討を行い、医療リソースの供給体制の確立に取り組む。【県・市・民間】

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保を図る。また、医療機関との協力体制を確立して、災害時における医師等の医療従事者の確保や医療救護所の設置を行う等、医療救護活動が迅速かつ円滑に機能するように努める。【市・民間】

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。【市・民間】

【具体的施策】

- ・ 住宅の減災化の推進
- ・ 防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保
- ・ 物資輸送機能の確保
- ・ 緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備
- ・ 災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備
- ・ 福祉避難所との緊急連絡先確認等
- ・ 災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保
- ・ 災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備
- ・ 災害時の心のケア活動
- ・ 耐震改修促進計画の改訂（再掲）
- ・ 耐震相談会の開催（再掲）
- ・ 民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進（再掲）
- ・ 民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助（再掲）
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）（再掲）
- ・ 民間木造住宅の耐震診断（再掲）
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助（再掲）
- ・ 災害時の道路被害情報共有の強化
- ・ 幹線道路の無電柱化の推進
- ・ 幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）
- ・ 大規模災害時における道路啓開の連携強化
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進（再掲）
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進（再掲）
- ・ 道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進（再掲）
- ・ 救急救命士の処置範囲拡大

【重要業績指標】

- 幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）
現状値：1,789m（R1）→目標値：1,732m程度（R8～R10）
- 陣屋線第2期整備率
現状値：32%（R6）→目標値：100%（R12）
- 耐震補強橋りょう数（再掲）
現状値：4橋（R6）→目標値：0橋（R7）・0橋（R8）・1橋（R9）・0橋（R10）・0橋（R11）
- 補修橋りょう数（再掲）
現状値：5橋（R6）→目標値：5橋（R7）・3橋（R8）・4橋（R9）・16橋（R10）・7橋（R11）
- 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）
現状値：なし（R6）→目標値：1件/年（毎年度）

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

（被災者の生活支援等）

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。【市】
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。【市・地域】

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住

宅・建築物の耐震化や減災化（耐震シェルター普及等）等を進める。また、収容力の低下を防ぐために、指定避難所とされている公共施設の長寿命化や安全確保等を進める。【県・市】

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所開設・運営マニュアル（瀬戸市：令和元年6月）」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの改修など、避難所としての防災機能を強化する。また、「災害時における生活環境安全対策マニュアル（愛知県：平成26年3月）」等の周知を図る。【県・市】

(避難行動要支援者への支援)

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別避難計画の策定を促進すること等により、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行う。【市・地域】

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者・子どもや障害者、妊娠婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制（必要に応じて広域的な支援体制含む）の構築を図る。その他、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。【市・民間】
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。【市】

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)（再掲）

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。【市・民間】

(介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修の推進)

- 災害時において要配慮者に対して適切な対応ができるように、地域包括ケアシステムの構築を継続するとともに介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修を推進する。
【市・民間・地域】

(保健医療機能の確保等)

- 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする。【市・民間】
- かかりつけ医が被災した場合においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。【市・民間】
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。また、災害時の保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しを行う。【市・民間】

(避難地におけるマンホールトイレの整備)

- 避難地の生活環境向上のため、下水道供用開始区域内の小中、特別支援学校の避難地にマンホールトイレの整備等の取組を促進する。【市】
- 小中、特別支援学校の避難地にマンホールトイレの整備等の取組を促進する。【市】

(石綿（アスベスト）飛散対策)

- 健康被害を防止するために、石綿飛散対策を実施する。【市・民間】

(災害時に地域で活動できる人材の育成)

- 平常時から防災意識を高め、災害時に活動できる「防災人材」を育成するために、継続的に「せと市民防災塾」を開講する。【市】
- 小中、特別支援学校、高校の児童・生徒を対象に、防災講演会等の開催を通して防災啓発に努め、防災人材の育成を図る。さらに地域住民、市民団体との協働により、学校における防災キャンプ、防災運動会などのイベント開催を通して防災意識の向上に資する取組を推進する。【市・地域】
- 自主防災リーダーの養成講座（女性リーダー含む）をはじめ、家具転倒防止対策やその

他防災・減災をテーマとした出前講座の機会を設け、防災人材の育成を推進する。【市・地域】

(避難所の運営体制等の整備)

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障害者、外国人等にも配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保することを推進する。避難所の運営にあたっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図ることを推進する。

【市】

- ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保することを推進する。【市】
- 社会福祉に精通した職員・NPO 等の避難所運営への参画を図ることを推進する。【県・市】

【具体的施策】

- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助 (再掲)
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助 (再掲)
- ・ せと市民防災塾の開催
- ・ マンホールトイレの整備
- ・ 応急仮設住宅建設に係る体制の整備
- ・ 外国人に対する災害支援体制の整備 (再掲)
- ・ 学校施設の安全確保 (再掲)
- ・ 災害時多言語コールセンターの整備・運用
- ・ 災害時保健活動体制の整備の促進
- ・ 災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備 (再掲)
- ・ 災害時要配慮者の避難生活の支援
- ・ 小学校屋内運動場トイレ改修工事の推進
- ・ 小学校校舎トイレ改修工事の推進
- ・ 小学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進
- ・ 生活相談対応の充実
- ・ 地域介護・福祉空間整備等の施設整備 (再掲)

- ・中学校屋内運動場トイレ改修工事の推進
 - ・中学校校舎トイレ改修工事の推進
 - ・中学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進
 - ・被災住宅の応急修理に係る体制の整備
 - ・避難行動要支援者の支援体制の整備の推進
 - ・避難行動要支援者名簿の作成・更新
 - ・福祉避難所との緊急連絡先確認等（再掲）
 - ・保健師の活動マニュアルの見直し
 - ・民間建築物の石綿含有調査費補助（再掲）
 - ・民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助（再掲）
 - ・民間木造住宅の耐震診断（再掲）
-

【重要業績指標】

- ・せと市民防災塾の開催
現状値：1回（R6）→目標値：毎年度1回実施
- ・ロック塀等の撤去費補助件数（再掲）
現状値：5件/年（R6）→目標値：5件/年（毎年度）
マンホールトイレの整備率
現状値0%（R6）→目標値：21%（R7）・57%（R8）・100%（R9）
- ・小学校の大規模改修・長寿命化改良工事箇所数
現状値：4校（R6）→目標値：5校（R12）
- ・耐震シェルター整備件数（再掲）
現状値：1件/年（R6）→目標値：1件/年（毎年度）
- ・耐震性のない住宅の解体件数（再掲）
現状値：1件/年（R1）→目標値：6件/年
- ・中学校の大規模改修工事箇所数（再掲）
現状値：2校（R6）→目標値：2校（R12）
- ・特別支援学校の大規模改修工事箇所数
現状値：0校（R6）→目標値：1校（R12）

- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助件数（段階的改修費含む）（再掲）

現状値：2 件/年（R6） → 目標値：5 件/年（毎年度）
- ・ 民間木造住宅の耐震診断数（再掲）

現状値：39 件/年（R6） → 目標値：40 件/年（毎年度）
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）

現状値：なし（R6） → 目標値：1 件/年（毎年度）
- ・ 老朽化空家等の解体補助件数（再掲）

現状値：15 件/年（R6） → 目標値：13 件/年（毎年度）

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（職員の家庭における地震対策の促進）

- 災害発生時の情報収集・提供の主要な主体である職員等、被災時の対応が不可欠となる職員の家庭において、地震対策を促進する。【市】

（食料・燃料等の備蓄）

- 初動期に必要な災害救助用備蓄物資を確保する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備、防災備蓄倉庫の整備推進、各家庭・事業所・避難所等における備蓄量の確保を推進する。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能等の防災機能強化等を推進する。【市】
- 災害時の食料・応急生活物資等の調達や物資等の輸送について、協定を締結している事業者等の平時からの連絡体制の構築や連携強化を図る。【市】

（給食施設での炊き出し協力体制の構築）

- 発災後にライフラインが整っている小中学校の給食施設において、給食が再開されるまでの間、可能な範囲で避難者のための炊き出しを実施する。また、委託業者とも協力体

制を構築する。【市・民間】

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 広域受援計画や災害物流に係るマニュアルを整備し、物流体制の強化を図ることを推進する。【県・市】
- 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を推進する。【県・市】
- 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施することを推進する。【県・市】
- 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する。【県・市】

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 渡河部の橋りょう流失や河川隣接区間の道路流失等の発生に伴い被災地へアクセスができず孤立が長期化することがないよう、その対策を推進する。【県・市】
- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化や都市計画道路等の幹線道路整備を進めるとともに、幹線道路の無電柱化や一般市道の整備、道路構造物の液状化対策、建物等が密集する市街地の整備等を推進する。【国・県・市・民間】
- 大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化することを推進する。【県・市】
- 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐために、現地に燃料等を輸送する体制づくりを進める。また、訓練等を通じ関係機関との協力体制の強化に努める。【県・市】

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と併せ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保には、まず住宅・建築物等が大きく損傷しないよう耐震化を進める。【県・市】

(水道施設の耐震化の推進)

- 配水池及び災害拠点病院へ至る経路を含む主要な配水管については、耐震化対策を推進する。また、浄水場については、県水によるバックアップ体制を強化し、安定供給を図る。【市】
- 地震等災害時において、必要な水道水量を確保するための実効性のある計画を更新する。【市】
- 耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。【県・市】

(迅速な道路啓開等に向けた体制整備)

- 迅速な道路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。【国・県・市】
- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。【市】

(インフラ老朽化対策等の推進)

- インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。被災地での飲料水や物資等を確保するために水道老朽管の更新や道路施設等の老朽化対策を推進する。【市】

(避難所におけるエネルギー確保)

- 避難所（公民館等の風水害の避難所含む）において、停電を補う発電施設等のエネルギー確保を検討する。【市】

(燃料供給の確保)

- サービスステーションの燃料在庫能力の強化を図るとともに、サービスステーションにおける防災訓練を推進する。【県・市】

- サービスステーション過疎地等において災害時に燃料供給途絶が生じないよう関係自治体における対策を推進する。【県・市】
 - 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれがあるため、石油製品の備蓄を推進する。【県・市】
 - 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備えることを推進する。【県・市】
 - 災害時の燃料として有効性が高い LP ガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する。【県・市】
-

【具体的施策】

- ・ 水道施設の耐震化の推進
- ・ 一般市道の整備
- ・ 家庭内備蓄の促進
- ・ 幹線道路の無電柱化の推進（再掲）
- ・ 幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）（再掲）
- ・ 給食施設での炊き出し協力体制の構築
- ・ 市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し
- ・ 職員の家庭における地震対策の促進
- ・ 水道老朽管（CIP、VP）の更新
- ・ 瀬戸市受援計画の策定・更新（再掲）
- ・ 瀬戸川文化プロムナード市街地整備（道路護岸工事）
- ・ 耐震改修促進計画の改訂（再掲）
- ・ 耐震相談会の開催（再掲）
- ・ 避難所（公民館等の風水害の避難所含む）におけるエネルギー確保の検討
- ・ 防災資機材の整備・充実
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）（再掲）
- ・ 民間木造住宅の耐震診断（再掲）
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助（再掲）

【重要業績指標】

- ・ 幹線道路舗装修繕の施工延長 (再掲)
現状値：1,789m (R1) → 目標値：1,732m 程度 (R8～R10)
- ・ 重要施設配水管の耐震化 (再掲)
管路更新率 1% (再掲)
- ・ 陣屋線第2期整備率 (再掲)
現状値：32% (R6) → 目標値：100% (R12)
- ・ 耐震補強橋りょう数 (再掲)
- ・ 現状値：4橋 (R6) → 目標値：0橋 (R7)・0橋 (R8)・1橋 (R9)・0橋 (R10)・0橋 (R11)
- ・ 補修橋りょう数 (再掲)
- ・ 現状値：5橋 (R6) → 目標値：5橋 (R7)・3橋 (R8)・4橋 (R9)・16橋 (R10)・7橋 (R11)
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数 (再掲)
現状値：なし (R6) → 目標値：1件/年 (毎年度)
- ・ 老朽管 (CIP, VP) の延長
現状値：31km (R6) → 目標値：毎年度 4km 更新

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱

(帰宅困難者等の受け入れ態勢の確保)

- 膨大な帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在場所となりうる小学校及び中学校の大規模改造工事・長寿命化改良工事や、防災資機材の確保等を推進する。【市】

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報など帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。【市】
- 大規模災害発生時には、駅等に多数の人を集中させないよう、むやみに帰宅しないことを原則とし、学校（小中、特別支援学校）・事業所での食料や飲料水等の備蓄を進めるなど、事業者等の理解を図る。【市】

【具体的施策】

- ・ BCP 等における帰宅困難者等への対応ルールの整備
- ・ 帰宅困難者等支援対策の推進
- ・ 災害時の道路被害情報共有の強化（再掲）
- ・ 小学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進（再掲）
- ・ 中学校大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進（再掲）
- ・ 防災資機材の整備・充実（再掲）

【重要業績指標】

- ・ 小学校の大規模改修・長寿命化改良工事箇所数（再掲）
現状値：4 校（R6）→ 目標値：5 校（R12）
- ・ 中学校の大規模改修工事箇所数
現状値：2 校（R6）→ 目標値：2 校（R12）
- ・ 特別支援学校の大規模改修工事箇所数
現状値：0 校（R6）→ 目標値：1 校（R12）

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

（市民への確実な情報の伝達）

- 災害時に正確な情報を、確実に市民へ伝達するために、防災行政無線整備等の情報伝達

施策を推進する。【市】

(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

- 孤立地域が発生した場合に機動的に対応ができるように、緊急輸送道路の耐震化を推進する。【県・市】

(要配慮者情報の把握)

- 要配慮者情報を把握するために、避難行動要支援者名簿及び在宅医療介護連携システム等の活用を進める。【市】

(孤立可能性のある集落との通信の確保等)

- 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備や、孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための集落と市役所との通信の確保・伝達項目の共有等を推進する。【国・県・市】

【具体的施策】

- ・ 孤立可能性のある集落と市役所等との通信の確保（再掲）
- ・ 孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有
- ・ 瀬戸旭も一やっこネットワークシステムへの避難行動要支援者名簿情報の搭載
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進（再掲）
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進（再掲）
- ・ 道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進（再掲）
- ・ 避難行動要支援者名簿の作成・更新（再掲）
- ・ 防災行政無線の整備・更新（再掲）
- ・ 要援護者情報の把握

【重要業績指標】

- ・ デジタル化行政無線を使用した通信訓練

実績値：1回/年（毎年度）

- ・幹線道路舗装修繕の施行延長（再掲）
現状値：1,789m（R1）→目標値：1,732m程度（R8～R10）
- ・耐震補強橋りょう数（再掲）
- ・現状値：4橋（R6）→目標値：0橋（R7）・0橋（R8）・1橋（R9）・0橋（R10）・0橋（R11）
- ・補修橋りょう数（再掲）
- ・現状値：5橋（R6）→目標値：5橋（R7）・3橋（R8）・4橋（R9）・16橋（R10）・7橋（R11）

2-7 大規模な自然災害と感染症等の同時発生

（住宅・建築物の耐震化の推進）

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。【県・市】

（下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実）

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道BCPの充実を推進する。【県・市】

（衛生環境の確保等）

- 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制の維持を図る。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
【市】
- 衛生環境の確保等のために、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。【市】

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つための取組を進める。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる。【市】
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるように取組を進める。【市・民間】
- 自然災害と感染症の複合災害を想定した防災訓練を実施する等、ソフト的な対応を検討する。【市・地域】
- 車内避難に対する施策として、エコノミークラス症候群を発生させないための知識の普及等について検討する。【市】

(医療活動を支える取組の推進)

- 医療活動を支える取組を着実に推進する。【市】

【具体的な施策】

- ・ 下水道施設の耐震化対策の推進（管路改良：西部処理区・水野処理区）
- ・ 下水道BCPの充実
- ・ 合併処理浄化槽の設置整備の促進
- ・ 災害医療機能の確保と災害医療調整機能の強化
- ・ 消毒等防疫体制の整備
- ・ 耐震改修促進計画の改訂（再掲）
- ・ 耐震相談会の開催（再掲）
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）（再掲）
- ・ 民間木造住宅の耐震診断（再掲）
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助（再掲）

【重要業績指標】

- ・ 合併浄化槽への転換基数

現状値：8 基（R6）→目標値：8 基（毎年度）

- ・避難所等の重要施設に接続する下水道管路の耐震化率

現状値：89%（R6）→目標：89%（R7）、89%（R8）、93%（R9）、97%（R10）、100%（R11）

- ・要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）

現状値：なし（R6）→目標値：1 件/年（毎年度）

- ・ブロック塀等の撤去費補助件数

現状値：3 件/年（R1）→目標値：5 件/年（毎年度）

- ・耐震シェルター整備件数

現状値：1 件/年（R6）→目標値：1 件/年（毎年度）

- ・耐震性のない住宅の解体件数

現状値：1 件/年（R1）→目標値：6 件/年（毎年度）

- ・民間木造住宅の耐震改修費補助件数（段階的改修費含む）

現状値：2 件/年（R1）→目標値：5 件/年（毎年度）

- ・民間木造住宅の耐震診断数

現状値：27 件/年（R1）→目標値：40 件/年（毎年度）

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(緊急交通路の確保)

- 緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備等、災害状況に応じた体制を早期に構築する。【県・市】

(災害時防犯体制の強化)

- 大規模災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平時から自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。【市・地域】

【具体的施策】

- ・ 地域における防犯活動強化の推進

3-2 県、市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方行政機関等の機能維持)

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄（必要に応じて、市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況を見直し）、職員募集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア（災害時の心のケア活動に関する研修会の実施等含む）、職員の家庭における地震対策の促進、新規採用職員の防災意識の向上、職員への防災人材育成プログラムの実施などの体制強化を図る。また、本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上を図る。【県・市】

(業務継続計画の作成及び見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続する。【県・市】

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化・安全確保等を促進する。【県・市】

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進する。【県・市】

(民間事業者との連携による燃料の確保) (再掲)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、防災拠点の機能維持や消防車両等への石油燃料が確保できる体制を強化する。【県・市・民間】

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を策定し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。【県・市】

(行政職員の不足への対応)

- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、自治体間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する。【市】

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。【県・市】

(国・県との連携強化)

- 国、県、防災関係機関、市民の連携による地震想定の防災訓練を実施する等、国・県との連携強化・情報共有を図る態勢づくりを促進する。【国・県・市・地域】

(道路の防災対策等)

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震対策や無電柱化を進める。【県・市】

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。安全対策の観点から、経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化する。【県・市】

(公共施設等の防災機能強化)

- 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設(公民館)、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を推進する。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実や、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育馆等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化することを推進する。なお、私立学校施設の耐震化等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかけることを推進する。【県・市】

(公共施設等の耐震化等の推進)

- 公共施設等の耐震強化や非常用電源の整備を進めることを推進する。【県・市】

(防災拠点等の電力確保等)

- 拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図ることを推進する。【県・市】

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルートの多重化を進めることを推進する。【県・市】

(情報発信体制の強化)

- 逃げ遅れを防ぐための情報発信や救助要請等の情報収集・共有等へのSNS活用を検討することを推進する。【県・市】

(タイムラインの策定)

- 最大規模の洪水に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定することを推進する。【県・市】
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインを策定することを推進する。【県・市】

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図ることを推進する。【県・市】

(火葬体制の確保)

- 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があ

るため、具体的で実効性のある広域火葬計画を策定するなど火葬体制の確保を図ることを推進する。【県・市】

(遺体の処置体制の確保)

- 大規模災害時における遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保を図ることを推進する。【県・市】
-

【具体的施策】

- ・ BCP の見直し
- ・ 遺体の処置体制の構築
- ・ 外部委託業務の継続性の確保
- ・ 防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保（再掲）
- ・ 復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定
- ・ 学校施設・公共施設等の安全確保
- ・ 幹線道路の無電柱化の推進（再掲）
- ・ 公共施設等の大規模改造工事・長寿命化改良工事の推進
- ・ 公共施設等の非構造部材等の耐震対策の促進
- ・ 社会体育施設への空調設備整備の促進
- ・ 職員の家庭における地震対策の促進（再掲）
- ・ 職員の参集時における取り組みの強化
- ・ 職員への防災人材育成プログラムの実施
- ・ 職員訓練の実施
- ・ 新規採用職員の防災意識の向上
- ・ 瀬戸市安全安心情報メール登録者数の増加（再掲）
- ・ 瀬戸市受援計画の策定・更新（再掲）
- ・ 発災時の職員のメンタルケアの体制の確保
- ・ 被災市町村への応援体制の整備（再掲）
- ・ 文化施設の耐震化・非常用電源整備
- ・ 防災行政無線の整備・更新（再掲）
- ・ 体育館の空調設備の設置

- ・防災部門機能の充実・強化
 - ・本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上
-

【重要業績指標】

- ・公共施設等の大規模改修工事箇所数
現状値：4 箇所 (R6) → 目標値：3 箇所 (R7)・2 箇所 (R8)・2 箇所 (R9)・1 箇所 (R10)・2 箇所 (R11)
- ・職員への防災人材育成プログラムの実施回数
現状値：3 回 (R6) → 目標値：3 回 (R7)・3 回 (R8)・3 回 (R9)・3 回 (R10)・3 回 (R11)
- ・新規採用職員研修内での防災講演実施回数
目標値：毎年度 1 回実施
- ・瀬戸市安全安心情報メール登録者数の増加 (再掲)
現状値：11,515 人 (R6) → 目標値：12,000 人 (R7)・13,000 人 (R8)・13,000 人 (R9)・14,000 人 (R10)・15,000 人 (R11) (再掲)

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(道路ネットワークの整備、災害対策の推進)

- 本市の経済活動において重要な陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備や緊急輸送道路にも位置づけられている重要路線の橋りょうの予防保全等を引き続き推進とともに、幹線道路の無電柱化を推進する。【県・市・民間】

(個別企業 BCP 策定等の促進)

- 中小企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。【国・県・市・民間】

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律 23 号）の枠組みを活用し、災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する防災対策施設等整備を促進する。
- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行うことを推進する。【県・市】

(地域連携 BCP 策定の促進)

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高めることを推進する。【県・市】

(物流事業者 BCP 策定の促進)

- 物流事業者の BCP について、企業毎の BCP 策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型 BCP の策定を促進する。【県・市】

(水の安定供給)

- 大規模自然災害発生時において、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等をおこなう等の対策を検討する。【県・市】
-

【具体的施策】

- ・ 幹線道路の無電柱化の推進 (再掲)
- ・ 幹線道路整備の推進 (陣屋線 (市)、瀬戸大府東海線 (県)、塩塚線 (県)、瀬戸環状東部線 (県)、その街路整備等) (再掲)
- ・ 事業所の防災対策の促進
- ・ 中小企業の事業継続の促進
- ・ 道路橋りょう予防保全 (橋りょう耐震補強工事) の推進 (再掲)
- ・ 道路橋りょう予防保全 (橋りょう補修工事) の推進 (再掲)
- ・ 平常時からの企業への啓発の実施

【重要業績指標】

- ・ コーディネーターによる支援記録作成件数 (中小企業の事業継続の促進)
現状値 : 32% (R6) → 目標値 : 100% (R12)
- ・ 陣屋線第2期整備率 (再掲)
現状値 : 32% (R6) → 目標値 : 100% (R12) "
- ・ 耐震補強橋りょう数 (再掲)
- ・ 現状値 : 4 橋 (R6) → 目標値 : 0 橋 (R7) • 0 橋 (R8) • 1 橋 (R9) • 0 橋 (R10) • 0 橋 (R11)
- ・ 補修橋りょう数 (再掲)
- ・ 現状値 : 5 橋 (R6) → 目標値 : 5 橋 (R7) • 3 橋 (R8) • 4 橋 (R9) • 16 橋 (R10) • 7 橋 (R11)

4-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質等の流出防止対策)

- 火災・煙・有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活環境、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化等対策を促進する。【県・市】
- 平時から有害物質保有事業所に対し、大規模災害発生時の二次災害対策の構築の指導を行う。【市】
- 有害物質が飛散・流出する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から関係機関、地域住民等への情報の伝達手段を構築する。【市】

(重要産業施設等の自衛消防力の強化)

- 工業団地や有害物質保有事業所は、施設の損壊や有害物質の流出、危険物質の爆発等二次災害の発生により事業者や周辺住民に著しい被害が発生するおそれがあることから、自衛消防隊を組織し強化することで、災害時の二次災害防止対策を進める。【市】
- 立入検査を実施し消防計画に基づく消防用設備の適正な維持管理及び消防訓練の実施を指導することで自衛消防力の強化を図る。【市】

(石綿（アスベスト）飛散防止対策)

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底を指導する。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。【市・民間】

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導することを推進する。【市】

(金融機関における防災対策の推進)

- 全ての主要な金融機関、郵便局等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促進する。【市・民間】
-

【具体的施策】

- ・ 石綿飛散防止対策の周知
- ・ 消防協力団体と連携し、定期的に研修会等を開催
- ・ 民間建築物の石綿含有調査費補助（再掲）
- ・ 立入検査を実施し有害物質等の適正な維持管理及び消防訓練の実施等について指導

4-3 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

(金融機関における防災対策の推進) 【関係課】

- 全ての主要な金融機関、郵便局等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促進する。【市・民間】
-

【具体的施策】

- ・ 金融機関における防災対策の推進

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池などの農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、ハザードマップの作成・周知等のソフト対策を組み合わせた、総合的な防災・減災対策を推進する。【県・市】

(物流インフラ網の構築)

- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路橋りょう等の耐震化や輸送モード相互の連携、平時における産業競争力の強化の視点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を推進する。【国・県・市】

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を推進する。【県・市】
- 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保を図ることを推進する。また、緊急時においては、備蓄の活用、輸入の確保といった対策を推進する。【県・市】
- 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強靭化やバックアップ体制の確保、物流施設・倉庫の耐災害性強化等を推進する。【県・市】

【具体的施策】

- ・ サプライチェーンの災害対応力の強化
- ・ ため池ハザードマップの更新
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進（再掲）
- ・ 道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進（再掲）
- ・ 道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進（再掲）
- ・ 農道橋の保全対策

- ・防災重点農業用ため池の改修 (再掲)

【重要業績指標】

- ・幹線道路舗装修繕の施工延長 (再掲)
現状値：1,789m (R1) → 目標値：1,732m 程度 (R8～R10)
- ・耐震補強橋りょう数 (再掲)
- ・現状値：4 橋 (R6) → 目標値：0 橋 (R7)・0 橋 (R8)・1 橋 (R9)・0 橋 (R10)・0 橋 (R11)
- ・補修橋りょう数 (再掲)
- ・現状値：5 橋 (R6) → 目標値：5 橋 (R7)・3 橋 (R8)・4 橋 (R9)・16 橋 (R10)・7 橋 (R11)

4-5 異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水の安定供給)

- 大規模自然災害発生時において、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等をおこなう等の対策を検討する。【市・県】

【具体的施策】

- ・ため池ハザードマップの更新
- ・災害時の必要水道量の確保
- ・必要な水道量確保のための計画作成
- ・防災重点農業用ため池の改修 (再掲)
- ・用排水路整備工事

4-6 農地・森林等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下

(自然との共生の推進)

- 農地被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。【県・市】

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 農山地域が衰退・消滅し、地域コミュニティが低下することによる、国土保全や水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能の低下を防ぐため、地域における共同活動の継続的な実施を通じて、地域防災力の向上にも資する農村等のコミュニティの維持・活性化を図ることを推進する。【県・市】
- 農村において集落機能を維持するため、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備を推進する。【県・市】
- 森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等を推進する。【県・市】
- 豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止することを推進する。【県・市】

(農地等の荒廃防止)

- 農山地域の衰退・消滅（地域コミュニティ機能の低下）を防ぐため、農山地域における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。【県・市】
- 遊休農地の適切な管理を、地域の実情に応じて推進する。【県・市】

(適切な森林の整備・保全)

- 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の發揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林の確実な実施と、これらの実施に必要な強靭で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進する。あわせて、近年の災害を踏まえ、鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備を推進する。【県・市】
- 豪雨災害等による林地の被害の拡大防止、大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生防止のため、県による治山事業などの森林計画制度の円滑な運営を図るとともに、山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策と連携し、減災効果の向上を図る。【県・

市】

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、現場における Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の取組を推進する。また、生態系の被害の拡大に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下を防ぐためには、国土全体で健全な生態系を保全・再生することを推進する。【県・市】
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、国・県による森林整備計画の実施に協力する。【県・市】

【具体的施策】

- ・ 森林計画制度の円滑な運営を図る。
- ・瀬戸市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に掲げる農地パトロール
- ・鳥獣被害防止柵設置に対する補助金支給
- ・有害獣類（イノシシ、ニホンジカ）の捕獲

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備やBCPの見直しを図る。【市】

(民間事業者との連携による燃料の確保) (再掲)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、防災拠点の機能維持や消防車両等への石油燃料が確保できる体制を強化する。【県・市・民間】

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る。また、防災訓練等による通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。【市】

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化を進め る。【市】

(災害情報の収集体制の整備)

- 災害情報は迅速かつ正確に収集することが重要であり、職員による災害情報の収集活動を行う等、情報収集体制を整える。【市】

(防災拠点の機能強化)

- 災害時に行政から正確な情報が確実に市民へ伝えられるように、防災行政無線整備等の防災拠点の機能強化を図る。【市】

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む）・インターネット・SNSのいずれかが中断や通信インフラの障害により、機能停止した際にも、情報提供ができるように防災行政無線の整備を進める等、多様な情報提供の手段の確保を図る。【市】

(災害対応業務の標準化)

- 大規模自然災害発生時には、国や地方公共団体、関連事業者等が相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。【市】

(道路被害情報共有の強化)

- 大規模自然災害発時の道路被害情報共有の強化を図る。【市】

(水防テレメータシステムの整備)

- 県等と連携して河川情報等の提供を行う等、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。【国・県・市・民間】

(実践的な防災訓練の実施)

- 災害時に主体的に適切な避難行動等ができるように、実践的な防災訓練等による啓発・訓練等の取組を推進する。また、市域を越えた他自治体との連携による広域的な訓練や国・県・防災関係機関・市民等の連携による地震想定の防災訓練等の取組を推進する。
【国・県・市・民間・地域】

(職員の家庭における地震対策の促進)

- 情報収集・提供の主要な主体である職員等、被災時の対応が不可欠となる職員の家庭における地震対策を促進する。【市】

(救助・救援等に係る体制強化) (再掲)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制の強化を図るとともに、救出救助資機材の整備を推進する。【国・県・市】

(効果的な教育・啓発の実施)

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知、防災マニュアルの充実、イベント等に防災啓発、地震体験車による啓発など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を引き続き推進する。【県・市】

(避難の円滑化・迅速化)

- 被災時に円滑で迅速な避難ができるように、住宅・建築物の耐震改修を促進する。また、避難行動要支援者や外国人等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るため、事前の取組の充実を促す。【県・市】

(情報伝達手段・体制の確保)

- 甚大な災害が発生した場合は、避難情報、道路情報、交通情報、停電情報等の生活関連情報を市から早期で確実に市民へ伝達できるように、瀬戸市安全安心情報メールの登録啓発の促進や、防災行政無線整備等の防災拠点の機能強化を図る。また、緊急地震速報受信システムの活用訓練を実施する等、情報機能の強化を図る。【市】

(情報伝達手段の多様化の推進)

- Jアラートの自動起動機の活用や防災行政無線整備の推進など、多面的な施策を着実に推進する。【市】

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、道路の雪寒対策や道路橋の耐震補強等を行う。また、道路被害の情報を迅速に一般道路利用者に提供するとともに、道路啓開のた

めの連携強化を図る。【国・県・市】

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 想定最大規模（L2）の洪水・内水に係る浸水想定区域図の作成・公表や災害教訓の伝承、洪水浸水想定区域や雨水出水浸水想定区域を指定・公表すること等により、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。【県・市】

(放送設備等の防災対策)

- 災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することのないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する。【県・市】

(情報・データ活用環境の整備)

- 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てることができるものについて、個人のプライバシーは確保した上で有効活用可能な環境を整備することを推進する。【県・市】

(情報通信インフラの整備)

- 大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LAN を使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図ることを推進する。【県・市】

(外国人に対する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。【県・市】
- 外国人県民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。【県・市】

【具体的な施策】

- ・ BCP の見直し（再掲）

- ・洪水浸水想定区域の周知・啓発（ハザードマップ）
- ・せと市民総ぐるみ防災訓練への参加世帯数増加（再掲）
- ・防災教育啓発の充実（再掲）
- ・雨水出水浸水想定区域の公表（再掲）
- ・河川情報等の提供（再掲）
- ・外国人に対する災害支援体制の整備
- ・外国人向け防災講座の実施
- ・救出救助を担う機関との連携強化（再掲）
- ・救出救助資機材等の整備の推進（再掲）
- ・効果的な教育・啓発の実施
- ・災害時の道路被害情報共有の強化（再掲）
- ・災害時多言語コールセンターの整備・運用
- ・災害情報の収集体制の整備
- ・災害対応業務の標準化
- ・住宅の減災化の推進（再掲）
- ・職員の家庭における地震対策の促進（再掲）
- ・瀬戸市安全安心情報メール登録者数の増加（再掲）
- ・瀬戸市受援計画の策定・更新（再掲）
- ・耐震改修促進計画の改訂（再掲）
- ・耐震相談会の開催（再掲）
- ・大規模災害時における道路啓閉の連携強化
- ・地域介護福祉空間整備等の施設整備（再掲）
- ・地震の発生を前提とした通信設備の運用
- ・道路の雪寒対策の推進
- ・道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進（再掲）
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進（再掲）
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進（再掲）
- ・内水ハザードマップの公表（再掲）
- ・被災市町村への応援体制の整備（再掲）
- ・防災マニュアルの充実

- ・防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保 (再掲)
 - ・防災行政無線の整備・更新 (再掲)
 - ・民間木造住宅の耐震シェルター整備費補助 (再掲)
 - ・民間木造住宅の耐震改修費補助 (段階的改修費含む) (再掲)
 - ・民間木造住宅の耐震診断 (再掲)
 - ・民放ラジオ難聴区域の解消
 - ・要安全確認記載建築物の耐震改修費補助 (再掲)
-

【重要業績指標】

- ・せと市民総ぐるみ防災訓練への参加世帯数増加 (再掲)
現状値：26,862 世帯 (R6) → 目標値：25,000 世帯 (R8)・26,000 世帯 (R9)・27,000
世帯 (R10)・28,000 世帯 (R11) (再掲)
- ・瀬戸市安全安心情報メール登録者数の増加 (再掲)
現状値：11,515 人 (R6) → 目標値：13,000 人 (R8)・13,000 人 (R9)・14,000 人 (R10)・
15,000 人 (R11)
- ・外国人向け防災講座実施回数
現状値：1 回 (R6) → 目標値：毎年度 1 回実施
- ・民間木造住宅の耐震改修費補助件数 (段階的改修費含む)
現状値：2 件/年 (R1) → 目標値：5 件/年 (毎年度)
- ・民間木造住宅の耐震診断数
現状値：27 件/年 (R1) → 目標値：40 件/年 (毎年度)
- ・要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数
現状値：なし (R1) → 目標値：1 件/年 (毎年度)

5-2 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

(石油燃料の確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。【市・民間】

(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発変電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。【民間】
- 災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。【市・民間】
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取替を計画的に促進するとともに、市や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。【県・市・民間】

【具体的施策】

- ・ LP ガス確保のための体制の整備
- ・ ライフライン関係機関との連携の推進
- ・ 防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保（再掲）

5-3 都市ガス供給、石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)

- 災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。【市・民間】
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取替を計画的に促進するとともに、市や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。【県・市・民間】

【具体的施策】

- ・ LP ガス確保のための体制の整備（再掲）
- ・ ライフライン関係機関との連携の推進（再掲）
- ・ 防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保（再掲）

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

（水道施設の耐震化の推進）（再掲）

- 配水池及び災害拠点病院へ至る経路を含む主要な配水管については、耐震化対策を推進する。また、浄水場については、県水によるバックアップ体制を強化し、安定供給を図る。【市】
- 地震等災害時において、必要な水道水量を確保するための実効性のある計画策定等を推進する。【市】

（水道施設の老朽化対策の推進）

- 水道施設の老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備された水道施設が今後一斉に老朽化することが課題となっている。被災地での飲料水を確保するために、水道老朽管の更新を推進する。【市】

（下水道施設及びし尿処理施設の耐震化等・下水道 BCP の充実）

- 公共下水道施設及びし尿処理施設の耐震化・耐水化・老朽化対策等を推進する。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP を充実する。【市】

（浄化槽の整備）

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、単独処理浄化槽及び汲取便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。【市】

【具体的施策】

- ・クリーンセンター施設整備の推進
 - ・下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進（管路改良：西部処理区・水野処理区）（再掲）
 - ・合併処理浄化槽の設置整備の促進（再掲）
 - ・重要施設配水管の耐震化（再掲）
 - ・水道老朽管（CIP、VP）の更新（再掲）
 - ・西部浄化センター耐水化の推進
 - ・必要な水道量確保のための計画策定（再掲）
-

【重要業績指標】

- ・合併浄化槽への転換基数（再掲）
現状値：8基（R6）→目標値：8基（毎年度）
- ・重要施設配水管の耐震化（再掲）
管路更新率 1%（再掲）
- ・水道老朽管（CIP・VP）の更新（再掲）
現状地：31km（R6）→目標値 毎年度4km更新
- ・西部浄化センター耐水化率
現状値：0%（R6）→目標：0%（R7）、0%（R8）、33%（R9）、58%（R10）、100%（R11）
- ・避難所等の重要施設に接続する下水道管路の耐震化率（再掲）
現状値：89%（R6）→目標：89%（R7）、89%（R8）、93%（R9）、97%（R10）、100%（R11）

5-5 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

（交通施設の防災対策の推進）

- 災害時の代替性を確保する観点から陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備を推進する。【県・市】

- 基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため瀬戸川文化プロムナード等の市街地整備を推進する。【県・市】
- 道路橋りょう予防保全等による、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ老朽化対策を着実に進める。【県・市】

(輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や代替性確保のため、陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備や一般市道の整備を推進する。また、道路橋りょう予防保全等による、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ老朽化対策を着実に進める。【市】

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 沿道の住宅・建築物、ブロック塀については、所有者の耐震化や減災化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震化・減災化を促進するため、耐震化等の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。
【県・市】

(危険な空き家の除却の推進)

- 危険な空き家の除却を推進する。【市】

(石綿（アスベスト）飛散対策) (再掲)

- 建築物の倒壊による健康被害を防止するために、民間建築物に対しての石綿飛散対策を実施する。【市・民間】

(地下埋設物の耐震化等の推進)

- 地下埋設物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあることから、下水道施設等の地下埋設物の耐震化・老朽化対策を推進する。【市】

【具体的施策】

- ・ ブロック塀の撤去補助 (再掲)
- ・ 一般市道の整備 (再掲)

- ・下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進（管路改良：西部処理区・水野処理区）（再掲）
- ・幹線道路の無電柱化の推進（再掲）
- ・幹線道路整備の推進（陣屋線（市）、瀬戸大府東海線（県）、塩塚線（県）、瀬戸環状東部線（県）、その街路整備等）（再掲）
- ・空家等の緊急対応修繕（再掲）
- ・瀬戸川文化プロムナード市街地整備（道路護岸工事）（再掲）
- ・耐震改修促進計画の改訂（再掲）
- ・耐震相談会の開催（再掲）
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう耐震補強工事）の推進（再掲）
- ・道路橋りょう予防保全（橋りょう補修工事）の推進（再掲）
- ・道路橋りょう予防保全（道路補修修繕）の推進（再掲）
- ・特定空家の代執行（再掲）
- ・民間建築物の石綿含有調査費補助（再掲）
- ・民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進（再掲）
- ・民間木造住宅の耐震改修費補助（段階的改修費含む）（再掲）
- ・民間木造住宅の耐震診断（再掲）
- ・木造住宅の解体工事費補助（再掲）
- ・要安全確認記載建築物の耐震改修費補助（再掲）
- ・老朽化空家等の解体補助（再掲）

【重要業績指標】

- ・ブロック塀等の撤去費補助件数（再掲）
現状値：5 件/年（R6）→ 目標値：5 件/年（毎年度）
- ・幹線道路舗装修繕の施工延長（再掲）
現状値：1,789m（R1）→ 目標値：1,732m 程度（R8～R10）
- ・陣屋線第2期整備率（再掲）
現状値：32%（R6）→ 目標値：100%（R12）
- ・耐震補強橋りょう数（再掲）

- ・ 現状値：4 橋 (R6) → 目標値：0 橋 (R7)・0 橋 (R8)・1 橋 (R9)・0 橋 (R10)・0 橋 (R11)
- ・ 避難所等の重要施設に接続する下水道管路の耐震化率（再掲）
現状値：89% (R6) → 目標：89% (R7)、89% (R8)、93% (R9)、97% (R10)、100% (R11)
- ・ 補修橋りょう数（再掲）
- ・ 現状値：5 橋 (R6) → 目標値：5 橋 (R7)・3 橋 (R8)・4 橋 (R9)・16 橋 (R10)・7 橋 (R11)
- ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助件数（段階的改修費含む）（再掲）
現状値：2 件/年 (R6) → 目標値：5 件/年（毎年度）
- ・ 民間木造住宅の耐震診断数（再掲）
現状値：39 件/年 (R6) → 目標値：40 件/年（毎年度）
- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数（再掲）
現状値：なし (R6) → 目標値：1 件/年（毎年度）
- ・ 老朽化空家等の解体補助件数（再掲）
現状値：15 件/年 (R6) → 目標値：13 件/年（毎年度）

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興できなくなる事態

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。また、南海トラフ地震防災対策計画を作成する。【市】
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の組織による活動等により、地域住民同士の絆を強める。【市・地域】
- 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。【県・市】
- 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築することを推進する。【県・市】
- 市内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組への参画を促進する。【県・市】

【具体的な施策】

- ・ 応急仮設住宅建設に係る体制の整備 (再掲)
 - ・ 耐震改修促進計画の改訂 (再掲)
 - ・ 南海トラフ地震防災対策計画の作成
 - ・ 被災住宅の応急修理に係る体制の整備 (再掲)
-

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等、により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- 防災に係る専門家の育成等を推進する。また、防災人材のネットワーク化を推進する。

【県・市】

- 建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組を推進する。【県・市】
- 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保することを推進する。【県・市】

（災害ボランティアの円滑な受入）

- ボランティア団体等や産官学との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。【市・民間】
- 被災時に、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける等の役割を果たす災害ボランティアコーディネーターの確保を図る等、ボランティアによる適切な支援（外国人に対する災害支援含む）が行われるよう、関係者が連携し災害ボランティアの円滑な受入体制を強化する。また、災害ボランティアコーディネーターのフォローアップを行う。【市・民間】

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。また、南海トラフ地震防災対策計画を作成する。【市】
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の組織による活動等により、地域住民同士の絆を強める。【市・地域】

- 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。

【県・市】

- 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築することを推進する。【県・市】
- 市内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組への参画を促進する。【県・市】

【具体的施策】

- ・ 事前復興まちづくりの取組の推進
- ・ せと市民防災塾の開催 (再掲)
- ・ 各種研修や訓練等への参加
- ・ 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催

【重要業績指標】

- ・ せと市民防災塾の開催 (再掲)
現状値：年1回 (R6) → 目標値：毎年度1回実施 (再掲)
- ・ 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催
現状値：年1回 (R6) → 目標値：毎年度1回実施

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(住宅・建築物の耐震化の促進等)

- 住宅・建築物の耐震化を進める等、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する。【県・市】

(災害廃棄物処理体制の構築)

- 災害により発生する大量の廃棄物を円滑に処理し、発災後に迅速な復旧・復興を図るために、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む。【市】
-

【具体的施策】

- ・ ごみ処理施設の更新
 - ・ 災害廃棄物処理体制の構築
 - ・ 耐震改修促進計画の改訂 (再掲)
 - ・ 耐震相談会の開催 (再掲)
 - ・ 民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進 (再掲)
 - ・ 民間木造住宅の耐震改修費補助 (段階的改修費含む) (再掲)
 - ・ 民間木造住宅の耐震診断 (再掲)
 - ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助 (再掲)
-

【重要業績指標】

民間木造住宅の耐震改修費補助件数 (段階的改修費含む)

現状値：2 件/年 (R1) → 目標値：5 件/年 (毎年度)

民間木造住宅の耐震診断数

現状値：27 件/年 (R1) → 目標値：40 件/年 (毎年度)

- ・ 要安全確認記載建築物の耐震改修費補助件数 (再掲)

現状値：なし (R6) → 目標値：1 件/年 (毎年度)

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

(自宅居住による生活再建の促進)

- 地震・水害・風害により被災した住家に対する被害調査を迅速かつ的確に実施するため、住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。また、被災建築物応急危

陥度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【市】

- 住家の被害認定により半壊等の認定を受け、災害救助法に基づく応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなる者のうち、自らの資力では修理を行うことができない者に対して、速やかに応急修理を実施できるよう体制整備を進める。【市】

(応急仮設住宅の建設体制の整備)

- 応急仮設住宅を迅速に建設するため、愛知県の応急仮設住宅建設マニュアルに基づき、実施体制の整備や建設候補地台帳を更新する。【市】

(罹災証明書等の早期発行)

- 被災後の生活再建に向けて重要な証明となる罹災証明書等を早期に発行できる体制の整備に取り組む。【県・市】
- 家屋等の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、IT技術の活用を図ることを推進する。【県・市】

(既存ストックの活用等による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間企業との連携により、民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。【市】
- 市営住宅の被害状況を確認し、被災者向け住宅としての活用可否を迅速に判断する。県・民間企業との連携により確保した住宅と合わせて、被災者にあっせん、入居受付等及び入居管理を行う。【市】

(公園緑地整備の推進)

- 被災時において、一時的な居住スペースとしても活用できるように、公園緑地施設の安全・安心対策事業を進める。【市】

(復興体制や手順の検討等)

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。【市】
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。【市】

(被災建築物や被災宅地の危険度判定)

- 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【県・市】

(生活再建の促進)

- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制の整備を促進する。【県・市】
- 被災者の生活再建に向けた支援制度の構築を図るとともに、県、市町村、関係団体、民間企業等、多様な関係者との連携による支援体制の確保を図ることを推進する。【県・市】

(地籍調査の推進等)

- 土地取引の活性化や公共事業の円滑化等のため、地籍調査の推進により登記所備付地図の整備を推進する。【県・市】
- 「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき、土地境界等を明確化する地籍調査につき、より円滑かつ迅速に進める方策を講じつつ推進する。【県・市】

(所有者不明土地への対策)

- 中部地区土地政策推進連携協議会等の場を通じて、県から周知される改正所有者不明土地法に基づく制度を用い、所有者不明土地対策計画作成制度等の活用を促進する。【県・市】

【具体的施策】

- ・ 応急仮設住宅建設に係る体制の整備 (再掲)
- ・ 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保

- ・公園施設の整備、都市公園の安全安心対策（再掲）
- ・住家の被害認定調査員（愛知県家屋被害認定士）の養成
- ・地籍調査の推進
- ・都市公園等の適正配置の推進
- ・被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備
- ・被災住宅の応急修理に係る体制の整備（再掲）
- ・被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備
- ・罹災証明書の早期発行

【重要業績指標】

- ・愛知県家屋被害認定士新規登録者数
現状値：39人（R6）→目標値：50人（8）・55人（R9）・60人（R10）・65人（R11）
- ・国土調査事業十箇年計画（愛知県 地籍調査計画）
現状値： 2.43 km^2 （R2）→目標値： 7.62 km^2 （R11）（再掲）
- ・市民1人あたりの都市公園面積（再掲）
現状値： $8.46 \text{ m}^2/\text{人}$ （R6）→目標値： $8.70 \text{ m}^2/\text{人以上}$ （R11）

6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

（浸水等の被害軽減に資する対策の推進）

- 河川堤防等の耐震化など地震による浸水対策、洪水等による浸水対策等、総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。【県・市】
- 国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備することを推進する。また、他市町村との応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制を整備するこ

とを推進する。【県・市】

(地盤沈下対策の推進)

- 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例に基づく地下水採取の規制を推進する。【市】

(河川堤防等の耐震化等の推進)

- 河川の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【県・市】

(地籍整備の促進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や効率的手法導入推進基本調査等により、更なる地籍整備を促進する。【県・市】

【具体的施策】

- ・ 河川整備の推進（瀬戸川、矢田川（県）、排水路整備（市）（再掲）
- ・ 矢田川・水野川（県）、準用河川及び普通河川（市）などの浚渫（再掲）
- ・ 瀬戸市受援計画の策定・更新（再掲）
- ・ 地籍調査の推進（再掲）
- ・ 普通河川における護岸等の改修、排水路の改良および更新（再掲）

【重要業績指標】

- ・ 国土調査事業十箇年計画（愛知県 地籍調査計画）（再掲）
現状値：2.43 k m² (R2) →目標値：7.62 k m² (R11)（再掲）

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失

(文化財の耐災害性強化の推進)

- 災害によって、貴重な天然記念物や無形・有形民俗文化財、指定・登録文化財の衰退・損失を防ぐために、天然記念物保護団体等や民俗文化財保持・保有団体の保護活動継続や指定・登録された木造建造物の維持管理・保存修理を継続するとともに、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進め、耐災害性を高める。また、文化財レスキュー実施台帳（文化財管理・防災台帳）の作成・準備を進める。【市】

【具体的施策】

- ・ 指定登録文化財の保全
- ・ 天然記念物の環境保全
- ・ 文化財防災台帳の整備と耐震対策の推進
- ・ 無形有形民俗文化財の保全

【重要業績指標】

- ・ 恒久保存のための修理・耐震工事実績数
現状値：6 件 (R6) → 目標値：7 件 (R8) ・ 8 件 (R9) ・ 8 件 (R10) ・ 8 件 (R11)
- ・ 台帳の情報を拡充した件数
現状値：13 件 (R6) → 目標値：16 件 (R8) ・ 19 件 (R9) ・ 21 件 (R10) ・ 24 件 (R11)
- ・ 保護・保有団体の活動実績（天然記念物の環境保全）
現状値：3 件 (R6) → 目標値：3 件（毎年度）
- ・ 保持・保有団体の活動実績（無形・有形民俗文化財の保全）
現状値：4 件 (R6) → 目標値：4 件（毎年度）

6-7 風評被害による地域経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時に、風評被害等に対応するために、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【市】

4.2.2 個別分野ごとの施策の推進方針

15の施策分野（11の個別施策分野／5の横断的分野）で分類した推進方針（施策の策定に係る基本的指針、長期的な施策）を以下に示す。これらの推進方針、6つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を施策分野ごとに分類してまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等と役割等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有する等、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

1) 個別施策分野

① 行政機能／警察・消防等／防災教育等

(防災まちづくりの啓発活動の推進)

- 総合防災訓練の実施等により、大規模災害に対する意識や共助・公助の体制づくりを強める。

(地方行政機関等の機能維持)

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄（必要に応じて、市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況を見直し）、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア（災害時の心のケア活動に関する研修会の実施等含む）、職員の家庭における地震対策の促進、新規採用職員の防災意識の向上、職員への防災人材育成プログラムの実施などの体制強化を図る。また、本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上を図る。

(国・県との連携強化)

- 国、県、防災関係機関、市民の連携による地震想定の防災訓練を実施する等、国・県との連携強化・情報共有を図る態勢づくりを促進する。

(近隣自治体等との連携)

- 市域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣自治体や国・県との連携による広域

的な訓練など必要な取組を実施する。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係自治体との連携を密なものにするとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 防災教育資料の作成・配布等により、学校（私立学校含む）における防災教育の取組支援を図る。また、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練を推進するとともに地区防災計画に関する取組を促進する。また、市域を越えた近隣自治体との連携による広域的な訓練等を実施する。
- 避難に関して、避難方法（避難所に避難すべきか、自宅での避難の方が安全か等）のルールづくりと周知を検討する。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 防災拠点となる公共施設や学校施設等や社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実や、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化することを推進する。私立学校施設の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。また、地域包括ケアシステムの構築・強化のために、介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修の推進を図る。他方で、耐震性のある建物へ移転する等、児童クラブ施設の耐震化を図る。

(学校施設の浸水対策の推進)

- 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を推進する。なお、私立学校施設の浸水対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかけることを推進する。

(エレベーターへの閉じ込め防止)

- 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知、防災マニュアルの充実、イベント等に防災啓発、地震体験車による啓発など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を引き続き推進する。

(救助・救援等に係る体制強化)

- 自衛隊、警察並びに相互応援可能な他市町村の消防本部等の救出・救援を担う機関との広域連携による消防体制の強化を図るとともに、救出救助資機材の整備を推進する。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 耐震性貯水槽を始めとする消防水利の確保や整備、防災備蓄倉庫等防災設備の設置並びに火災予防・被害軽減のため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、低層の木造建築物が密集した市街地の解消、防災マップの作成、消火・避難訓練の実施等、ソフト対策の強化を推進する。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートや緊急地震速報受信システムの活用訓練の実施及び防災ラジオによる緊急情報の確実な住民への伝達等の情報関係施策を推進するとともに、情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備やBCPの見直しを図る。

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る。また、防災訓練等による通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルートの多重化を進めることを推進する。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化を進める。

(防災活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 防災活動拠点となる公共施設の耐災害性をさらに強化する。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化・安全確保等を促進する。

(災害対策拠点における非常用発電設備の強化)

- 市庁舎、消防署及び地域の災害対策拠点となる施設に対し、発災時の電源確保のため、蓄電システムなど非常用電源設備の導入を検討する。

(食料・燃料等の備蓄)

- 初動期に必要な災害救助用備蓄物資を確保する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備、防災備蓄倉庫の整備推進、各家庭・事業所・避難所等における備蓄量の確保を推進する。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能等の防災機能強化等を推進する。
- 災害時の食料・応急生活物資等の調達や物資等の輸送について、協定を締結している事

業者等の平時からの連絡体制の構築や連携強化を図る。

(給食施設での炊き出し協力体制の構築)

- 発災後にライフラインが整っている小中学校の給食施設において、給食が再開されるまでの間、可能な範囲で避難者のための炊き出しを実施する。また、委託業者とも協力体制を構築する。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する。

(災害対応の体制・資機材強化)

- 消防職員・消防団員の教育・訓練の充実強化等により、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化を図るとともに、消防施設・装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、防火水槽の耐震化を図る等、消防水利の確保を進める。

(消防団の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団が使用する車両・資機材の充実、継続的な教育訓練等の推進により、消防団の充実強化を促進する。

(消防団員の確保)

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから消防団員の待遇改善や、活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う。

(自主防災組織等の強化と連携の促進)

- 住民や企業等の自発的な防災活動を促進するため、地域防災の担い手の自主防災組織や自主防災リーダーの育成を強化による自主防災組織の活動の活性化や、消防団と地域コミュニティ等の連携の促進を図ることにより、地域防災力の向上を図る。

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する。

(緊急交通路の確保)

- 緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備等、災害状況に応じた体制を早期に構築する。

(被災者の生活支援等)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。

(生活再建の促進)

- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制の整備を促進する。
- 被災者の生活再建に向けた支援制度の構築を図るとともに、県、市町村、関係団体、民間企業等、多様な関係者との連携による支援体制の確保を図ることを推進する。

(避難行動要支援者への支援)

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別避難計画の策定を促進すること等により、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行う。

(行方不明者相談体制の整備・強化)

- 行方不明者に関する相談に対して迅速に対応できるように相談体制の整備・強化を進める。

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報など帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。
- 大規模災害発生時には、駅等に多数の人を集中させないよう、むやみに帰宅しないことを原則とし、学校（小中、特別支援学校）・事業所での食料や飲料水等の備蓄を進めるなど、事業者等の理解を図る。

(帰宅困難者等の受け入れ態勢の確保)

- 膨大な帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在場所となりうる小中および特別支援学校の大規模改造工事・長寿命化改良工事や、防災資機材の確保等を推進する。

(業務継続計画の作成及び見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続する。

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進する。

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効

果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を策定し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。また、南海トラフ地震防災対策計画を作成する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の組織による活動等により、地域住民同士の絆を強める。
- 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築することを推進する。
- 市内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組への参画を促進する。

(行政職員の不足への対応)

- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、自治体間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する。
- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。

(職員の家庭における地震対策の促進)

- 情報収集・提供の主要な主体である職員等、被災時の対応が不可欠となる職員の家庭における地震対策を促進する。

(死傷者の発生防止のための対策)

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、防災気象情報の利活用を進めると共に、平常時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予想されるときの不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。
- 降積雪時における列車の駅間停車による長時間にわたる乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、降積雪の状況等に応じた総合的な雪害対策が適切に実施されるよう必要な施策を強化することを推進する。特に、融雪機等の整備や、気象予報を踏まえた事前の備えの強化、長時間駅間停車が見込まれる場合における運行再開と乗客救出の並行実施の再徹底及び乗客への具体的情報提供の強化、他自治体等関係機関との協力体制の強化、具体的場面想定に基づく実践的な訓練などが適切に実施されるよう対策を推進する。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- ボランティア団体等や産官学との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- 被災時に、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける等の役割を果たす災害ボランティアコーディネーターの確保を図る等、ボランティアによる適切な支援（外国人に対する災害支援含む）が行われるよう、関係者が連携し災害ボランティアの円滑な受入体制を強化する。また、災害ボランティアコーディネーターのフォローアップを行う。

(タイムラインの策定)

- 最大規模の洪水に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定することを推進する。
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインを策定することを推進する。

(火葬体制の確保)

- 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある広域火葬計画を策定するなど火葬体制の確保を図ること

を推進する。

(遺体の処置体制の確保)

- 大規模災害時における遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保を図ることを推進する。

② 住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑えることを推進する。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐことを推進する。
- 住宅・建築物の耐震化については、空家等対策計画に沿った老朽空家・特定空家の解消とも連携した住宅の建て替え促進、老朽化マンションの再生・除却を促進することが重要であり、マンションの再生の円滑な推進に資する除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度などの法改正による新たな制度等の着実な実施や、耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。また、整備から一定程度経過している菱野団地において、再生計画の推進（防災力の向上が図られる取組の推進）を図る。

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 沿道の住宅・建築物、ブロック塀については、所有者の耐震化や減災化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震化・減災化を促進するため、耐震化等の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。

(危険な空き家の除却の推進)

- 危険な空き家の除却を推進する。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 大規模地震による道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において、無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。
- 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を進める。また、液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知することを推進する。

(石綿（アスベスト）飛散対策)

- 建築物の倒壊による健康被害を防止するために、民間建築物に対しての石綿飛散対策を実施する。

(水路、調整池等による面的排水施設の整備促進)

- 河川・内水氾濫に関するリスクに備え、河川整備を推進するとともに、水路・調整池等の面的排水施設や土地区画整理事業等の面的整備に併せて排水施設整備を推進する。

(土砂災害対策の推進)

- 豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため、砂防施設等の整備促進により土砂・流木災害対策を推進する。
- 台風や集中豪雨等による土砂災害に対し、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める。また、住宅・建築物の土砂災害対策を促進する。
- ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練をはじめとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性を住民へ周知し、警戒避難体制の整備を促進する。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。

(防火防災対策の推進)

- 事業所における防火防災管理体制を充実・強化するため、防火対象物及び危険物施設に対して計画的に立入検査を実施し、発災時における火災の発生を抑えるとともに、適切な初期対応ができるようということで被害の軽減を図る。また、一般住宅において、火気器具や電気器具の転倒等による出火を抑えるため、様々な行事や訓練等での機会を捉え、各家庭における減災対策の啓発に努める。

(感震ブレーカー等の普及)

- 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める。

(水道施設の耐震化の推進)

- 配水池及び災害拠点病院へ至る経路を含む主要な配水管については、耐震化対策を推進する。また、浄水場については、県水によるバックアップ体制を強化し、安定供給を図る。
- 地震等災害時において、必要な水道水量を確保するための実効性のある計画(R3年3月)を更新する。
- 耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。

(水道施設の老朽化対策の推進)

- 水道施設の老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備された水道施設が今後一斉に老朽化することが課題となっている。被災地での飲料水を確保するために、水道老朽管の更新を推進する。

(水道防災の推進)

- 上下水道耐震化計画に基づき、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設等の急所となる最重要施設の耐震化を促進するとともに、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を促進する。また、災害時においても速やかな機能確保ができるよう耐震性貯水槽の整備、給水車の配備、浄水場の防災拠点化を促進する。

(下水道施設及びし尿処理施設の耐震化等・下水道 BCP の充実)

- 公共下水道施設及びし尿処理施設の耐震化・耐水化・老朽化対策等を推進する。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP を充実する。

(交通施設の防災対策の推進)

- 災害時の代替性を確保する観点から陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備を推進する。
- 基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため瀬戸川文化プロムナード等の市街地整備を推進する。
- 道路橋りょう予防保全等による、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ老朽化対策を着実に進める。

(公共施設等の防災機能強化)

- 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を推進する。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実や、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化することを推進する。なお、私立学校施設の耐震化等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかけることを推進する。

(既存不適格建築物等の安全性向上の促進)

- 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2 方向避難の確保や避難経

路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知することを推進する。

(施設等の質の向上)

- 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。

(エレベーターへの閉じ込め防止)

- 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化や都市計画道路等の幹線道路整備や無電柱化、道路啓開に向けた連携強化、災害時の道路被害情報共有強化を進める。
- 救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、「災害時における応急対策用資機材の貸借に関する協定書」に基づく確認を定期的に実施する他、市内の物流事業者とも情報交換を行い、食料・物資の配送等についての連絡や協力体制を構築する。

(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発変電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。
- 災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取替を計画的に促進するとともに、市や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

(避難の円滑化・迅速化)

- 被災時に円滑で迅速な避難ができるように、住宅・建築物の耐震改修を促進する。また、

避難行動要支援者や外国人等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るため、事前の取組の充実を促す。

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所開設・運営マニュアル（瀬戸市：令和元年6月）」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの改修など、避難所としての防災機能を強化する。また、「災害時における生活環境安全対策マニュアル」等の周知を図る。

(公園緑地整備の推進)

- 被災時において、一時的な居住スペースとしても活用できるように、公園緑地施設の安全・安心対策事業を進める。

(避難所におけるエネルギー確保)

- 避難所（公民館等の風水害の避難所含む）において、停電を補う発電施設等のエネルギー確保を検討する。

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報など帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。
- 大規模災害発生時には、駅等に多数の人を集中させないよう、むやみに帰宅しないことを原則とし、学校（小中、特別支援学校）・事業所での食料や飲料水等の備蓄を進めるなど、事業者等の理解を図る。

(応急仮設住宅の建設体制の整備)

- 応急仮設住宅を迅速に建設するため、愛知県の応急仮設住宅建設マニュアルに基づき、実施体制の整備や建設候補地台帳を更新する。

(既存ストックの活用等による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間企業との連携により、民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。
- 市営住宅の被害状況を確認し、被災者向け住宅としての活用可否を迅速に判断する。県・民間企業との連携により確保した住宅と合わせて、被災者にあっせん、入居受付等及び入居管理を行う。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 地震・水害・風害により被災した住家に対する被害調査を迅速かつ的確に実施するため、住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。また、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。
- 住家の被害認定により半壊等の認定を受け、災害救助法に基づく応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなる者のうち、自らの資力では修理を行うことができない者に対して、速やかに応急修理を実施できるよう体制整備を進める。

(被災者の生活支援等)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。

(罹災証明書の早期発行)

- 被災後の生活再建に向けて重要な証明となる罹災証明書を早期に発行できる体制の整備

に取り組む。

- 家屋等の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、IT技術の活用を図ることを推進する。

(災害廃棄物処理体制の構築)

- 災害により発生する大量の廃棄物を円滑に処理し、発災後に迅速な復旧・復興を図るために、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む。

(復興体制や手順の検討等)

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

(文化財の耐災害性強化の推進)

- 災害によって、貴重な天然記念物や無形・有形民俗文化財、指定・登録文化財の衰退・損失を防ぐために、天然記念物保護団体等や民俗文化財保持・保有団体の保護活動継続や指定・登録された木造建造物の維持管理・保存修理を継続するとともに、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進め、耐災害性を高める。また、文化財レスキュー実施台帳（文化財管理・防災台帳）の作成・準備を進める。

③ 保健医療・福祉

(地方行政機関等の機能維持)

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄（必要に応じて、市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況を

見直し)、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア(災害時的心のケア活動に関する研修会の実施等含む)、職員の家庭における地震対策の促進、新規採用職員の防災意識の向上、職員への防災人材育成プログラムの実施などの体制強化を図る。また、本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上を図る。

(要援護者情報の把握)

- 要援護者情報を把握するために、災害時支援台帳及び在宅医療介護連携システム等の活用を進める。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。

(医療リソースの供給体制の確立)

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース(水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等)の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体的な検討を行い、医療リソースの供給体制の確率に取り組む。

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保を図る。また、医療機関との協力体制を確立して、災害時における医師等の医療従事者の確保や医療救護所の設置を行う等、医療救護活動が迅速かつ円滑に機能するように努める。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

(衛生環境の確保等)

- 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制の維持を図る。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
- 衛生環境の確保等のために、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つための取組を進める。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるように取組を進める。
- 自然灾害と感染症の複合災害を想定した防災訓練を実施する等、ソフト的な対応を検討する。
- 車内避難に対する施策として、エコノミークラス症候群を発生させないための知識の普及等について検討する。

(医療活動を支える取組の推進)

- 医療活動を支える取組を着実に推進する。

(介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修の推進)

- 災害時において要配慮者に対して適切な対応ができるように、地域包括ケアシステムの構築を継続するとともに介護施設等の防災・減災対策の強化及び整備・改修を推進する。

(保健医療機能の確保等)

- 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする。
- かかりつけ医が被災した場合においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連

携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。

- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。また、災害時の保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しを行う。

④ エネルギー

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、防災拠点の機能維持や消防車両等への石油燃料が確保できる体制を強化する。

(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発変電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。
- 災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取替を計画的に促進するとともに、市や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

(石油燃料の確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。

(燃料供給の確保)

- サービスステーションの燃料在庫能力の強化を図るとともに、サービスステーションにおける防災訓練を推進する。
- サービスステーション過疎地等において災害時に燃料供給途絶が生じないよう関係自治体における対策を推進する。

- 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれがあるため、石油製品の備蓄を推進する。
- 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備えることを推進する。
- 災害時の燃料として有効性が高い LP ガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する。

(公共施設等の耐震化等の推進)

- 公共施設等の耐震強化や非常用電源の整備を進めることを推進する。

(防災拠点等の電力確保等)

- 拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図ることを推進する。

⑤ 情報通信

(情報伝達手段・体制の確保)

- 甚大な災害が発生した場合は、避難情報、道路情報、交通情報、停電情報等の生活関連情報を市から早期で確実に市民へ伝達できるように、瀬戸市安全安心情報メールの登録啓発の促進や、防災行政無線整備等の防災拠点の機能強化を図る。また、緊急地震速報受信システムの活用訓練を実施する等、情報機能の強化を図る。

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む）・インターネット・SNS のいずれかが中断や通信インフラの障害により機能停止した際にも、情報提供ができるように防災行政無線整備を進める等、多様な情報提供の手段の確保を図る。

(災害対応業務の標準化)

- 大規模自然災害発生時には、国や地方公共団体、関連事業者等が相互に効果的かつ効率

的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

(災害情報の収集体制の整備)

- 災害情報は迅速かつ正確に収集することが重要であり、職員による災害情報の収集活動を行う等、情報収集体制を整える。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- J アラートの自動起動機の活用や防災行政無線整備の推進など、多面的な施策を着実に推進する。

(孤立可能性のある集落との通信の確保等)

- 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備や、孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための集落と市役所との通信の確保・伝達項目の共有等を推進する。

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時に、風評被害等に対応するために、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

(情報発信体制の強化)

- 逃げ遅れを防ぐための情報発信や救助要請等の情報収集・共有等へのSNS活用を検討することを推進する。

(放送設備等の防災対策)

- 災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶すことのないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する。

(情報・データ活用環境の整備)

- 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や被

災者支援に役立ててできるものについて、個人のプライバシーは確保した上で有効活用可能な環境を整備することを推進する。

(情報通信インフラの整備)

- 大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID 「00000JAPAN」 の普及・啓発を図ることを推進する。

(ヘリコプターやドローンを活用した情報収集)

- 発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ヘリコプターやドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図ることを推進する。

⑥ 産業・経済

(有害物質等の流出防止対策)

- 火災・煙・有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活環境、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化等対策を促進する。
- 平時から有害物質保有事業所に対し、大規模災害発生時の二次災害対策の構築の指導を行う。
- 有害物質が飛散・流出する兆候がある場合を想定し、レアラート等から関係機関、地域住民等への情報の伝達手段を構築する。

(重要産業施設等の自衛消防力の強化)

- 工業団地や有害物質保有事業所は、施設の損壊や有害物質の流出、危険物質の爆発等二次災害の発生により事業者や周辺住民に著しい被害が発生するおそれがあることから、自衛消防隊を組織し強化することで、災害時の二次災害防止対策を進める。

(個別企業 BCP 策定等の促進)

- 中小企業の BCP については、策定を支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、

実効性を向上させる。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律23号）の枠組みを活用し、災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する防災対策施設等整備を促進する。
- 「中小企業強靭化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行うことを推進する。

(金融機関における防災対策の推進)

- 全ての主要な金融機関、郵便局等において早期にBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促進する。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 復興まちづくりのための事前準備への取組を推進する。
- 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築することを推進する。
- 市内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組への参画を促進する。

⑦ 交通・物流

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 渡河部の橋りょう流失や河川隣接区間の道路流失等の発生に伴い被災地へアクセスができず孤立が長期化することがないよう、その対策を推進する。

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化や本市の経済活動において重要な陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備を進めるとともに、幹線道路の無電柱化や一般市道の整備、道路構造物の液状化対策、建物等が密集する市街地の整備等を推進する。
- 大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化することを推進する。
- 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐために、現地に燃料等を輸送する体制づくりを進める。また、訓練等を通じ関係機関との協力体制の強化に努める。

(迅速な道路啓開等に向けた体制整備)

- 迅速な道路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。
- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化や都市計画道路等の幹線道路整備や無電柱化、道路啓開に向けた連携強化、災害時の道路被害情報共有強化を進める。
- 救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、「災害時における応急対策用資機材の貸借に関する協定書」に基づく確認を定期的に実施する他、市内の物流事業者とも情報交換を行い、食料・物資の配送等についての連絡や協力体制を構築する。

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報など帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。
- 大規模災害発生時には、駅等に多数の人を集中させないよう、むやみに帰宅しないこと

を原則とし、学校（小中、特別支援学校）・事業所での食料や飲料水等の備蓄を進めるなど、事業者等の理解を図る。

（孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進）

- 孤立地域が発生した場合に機動的に対応ができるように、緊急輸送道路の耐震化を推進する。

（情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進）

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化を進める。

（道路被害情報共有の強化）

- 大規模自然災害発生時の道路被害情報共有の化を図る。

（交通渋滞による避難の遅れの回避）

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、道路の雪寒対策や道路橋の耐震補強等を行う。また、道路被害の情報を迅速に一般道路利用者に提供するとともに、道路啓開のための連携強化を図る。

（急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の推進）

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化を推進する。

（物流インフラ網の構築）

- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路橋りょう等の耐震化や対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力の強化の視点も兼ね備えた物流インフラ網ネットワークの構築を推進する。

（地域連携 BCP 策定の促進）

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高めることを推進する。

(物流事業者 BCP 策定の促進)

- 物流事業者の BCP について、企業毎の BCP 策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型 BCP の策定を促進する。

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を推進する。
- 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保を図ることを推進する。また、緊急時においては、備蓄の活用、輸入の確保といった対策を推進する。
- 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強靭化やバックアップ体制の確保、物流施設・倉庫の耐災害性強化等を推進する。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 広域受援計画や災害物流に係るマニュアルを整備し、物流体制の強化を図ることを推進する。
- 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を推進する。
- 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施することを推進する。
- 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する。

⑧ 農林水産

(ため池の防災対策の推進)

- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、耐震化等に取り組むとともに、農業用ため池ハザードマップを更新する。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池などの農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、ハザードマップの作成・周知等のソフト対策を組み合わせた、総合的な防災・減災対策を推進する。

(水の安定供給)

- 大規模自然災害発生時において、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等をおこなう等の対策を検討する。

(適切な森林の整備・保全)

- 森林計画制度の円滑な運営を図る。

(自然との共生の推進)

- 農地被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。

(防災協力農地として利用できる都市農地の確保)

- 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等としての活用を推進する。

(食品産業事業者等の災害対策の強化) (再掲)

- 生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を推進する。
- 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保を図ることを推進する。また、緊急時においては、備蓄の活用、輸入の確保といった対策を推進する。
- 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強靭化やバックアップ体制の確保、物流施設・倉庫の耐災害性強化等を推進する。

⑨ 市域全域

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 想定最大規模（L2）の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表し、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進することなどにより、災害のリスク確認や適切な避難のタイミングを見極めるための判断材料として活用するよう周知を図る。

(治水・浸水対策施設の整備等)

- 「流域治水推進行動計画」に基づき、水に対して堤防背後地の被害が想定される箇所など、浸水被害軽減のため、河川改修の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報等を記載したハザードマップの作成・配付など、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。
- 将来見込まれる気候変動を踏まえ、治水計画等を見直すことを推進する。

(水防テレメータシステムの整備)

- 県等と連携して河川情報等の提供を行う等、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 想定最大規模（L2）の洪水・内水に係る浸水想定区域図の作成・公表や災害教訓の伝承、洪水浸水想定区域や雨水出水浸水想定区域を指定・公表すること等により、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。

(地下埋設物の耐震化等の推進)

- 地下埋設物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあることから、下水道施設等の地下埋設物の耐震化・老朽化対策を推進する。

(土砂災害対策の推進)

- 豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人々が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため、砂防施設等の整備促進により土砂・流木災害対策を推進する。
- 台風や集中豪雨等による土砂災害に対し、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める。また、住宅・建築物の土砂災害対策を促進する。
- ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練をはじめとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性を住民へ周知し、警戒避難体制の整備を促進する。

(下水道施設及びし尿処理施設の耐震化等・下水道 BCP の充実)

- 公共下水道施設及びし尿処理施設の耐震化・耐水化・老朽化対策等を推進する。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP を充実する。

(防災・減災対策の不断の検討)

- 地震による多数の死傷者の発生を防止するため、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定の推計・見直しを適宜実施

し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設等の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化することを推進する。あわせて、特に水害リスクの高い河川においては、特定都市河川の指定を進め、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する。

(粘り強い河川堤防の整備)

- 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を發揮する粘り強い河川堤防の整備を進めることを推進する。

(学校施設の浸水対策の推進) (再掲)

- 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を推進する。なお、私立学校施設の浸水対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかけることを推進する。

(山地災害、森林等の保全機能の低下への対応)

- 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化する傾向にあることを踏まえ、流域治水と連携しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも配慮しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を推

進する。

- 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養機能等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林を推進する。

(河川堤防等の耐震化等の推進)

- 河川の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

⑩ 環境

(衛生環境の確保等)

- 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制の維持を図る。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
- 衛生環境の確保等のために、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

(避難地におけるマンホールトイレの整備)

- 避難地の生活環境向上のため、下水道供用開始区域内の小中、特別支援学校の避難地にマンホールトイレの整備等の取組を促進する。
- 小中、特別支援学校の避難地にマンホールトイレの整備等などの取組を促進する。

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、単独処理浄化槽及び汲取便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

(石綿（アスベスト）飛散防止対策)

- 災害発時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止

対策マニュアル」に従った対策の徹底を指導する。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。

(文化財の耐災害性強化の推進)

- 災害によって、貴重な天然記念物や無形・有形民俗文化財、指定・登録文化財の衰退・損失を防ぐために、天然記念物保護団体等や民俗文化財保持・保有団体の保護活動継続や指定・登録された木造建造物の維持管理・保存修理を継続するとともに、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進め、耐災害性を高める。また、文化財レスキュー実施台帳（文化財管理・防災台帳）の作成・準備を進める。

(グリーンインフラの推進)

- 自然環境が有する機能を持続的に發揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する。

(気候変動を踏まえた防災の推進)

- 気候変動影響評価や適応策の検討のため、地域気候変動適応計画策定マニュアル等を踏まえて、市における地域気候変動適応計画策定に努める。

(河川堤防等の耐震化等の推進)

- 河川の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

(PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導することを推進する。

(火葬体制の確保)

- 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬

が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある広域火葬計画を策定するなど火葬体制の確保を図ることを推進する。

(遺体の処置体制の確保)

- 大規模災害時における遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保を図ることを推進する。

⑪ 土地利用

(孤立可能性のある集落との通信の確保等) (再掲)

- 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備や、孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための集落と市役所との通信の確保・伝達項目の共有等を推進する。

(地籍調査の推進等)

- 土地取引の活性化や公共事業の円滑化等のため、地籍調査の推進により登記所備付地図の整備を推進する。
- 「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき、土地境界等を明確化する地籍調査につき、より円滑かつ迅速に進める方策を講じつつ推進する。

(地籍整備の促進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や効率的手法導入推進基本調査等により、更なる地籍整備を促進する。

(所有者不明土地への対策)

- 中部地区土地政策推進連携協議会等の場を通じて、県から周知される改正所有者不明土地法に基づく制度を用い、所有者不明土地対策計画作成制度等の活用を促進する。

2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(消防団の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、地域防災の要となる消防団が使用する車両・資機材の充実、継続的な教育訓練等の推進により、消防団の充実強化を促進する。

(自主防災組織等の強化と連携の促進)

- 住民や企業等の自発的な防災活動を促進するため、地域防災の担い手の自主防災組織や自主防災リーダーの育成を強化による自主防災組織の活動の活性化や、消防団と地域コミュニティ等の連携の促進を図ることにより、地域防災力の向上を図る。

(消防団員の確保)

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が困難であることから消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団員応援事業等を行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う。

(市民への確実な情報の伝達)

- 災害時に正確な情報を、確実に市民へ伝達するために、防災行政無線整備等の情報伝達施策を推進する。

(効果的な教育・啓発の実施)（再掲）

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知、防災マニュアルの充実、イベント等に防災啓発、地震体験車による啓発など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を引き続き推進する。

(避難の円滑化・迅速化)

- 被災時に円滑で迅速な避難ができるように、住宅・建築物の耐震改修を促進する。また、避難行動要支援者や外国人等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るため、事前の取組の充実を促す。

(食料・燃料等の備蓄) (再掲)

- 初動期に必要な災害救助用備蓄物資を確保する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、食料及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備、防災備蓄倉庫の整備推進、各家庭・事業所・避難所等における備蓄量の確保を推進する。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能等の防災機能強化等を推進する。
- 災害時の食料・応急生活物資等の調達や物資等の輸送について、協定を締結している事業者等の平時からの連絡体制の構築や連携強化を図る。

(給食施設での炊き出し協力体制の構築)

- 発災後にライフラインが整っている小中学校の給食施設において、給食が再開されるまでの間、可能な範囲で避難者のための炊き出しを実施する。また、委託業者とも協力体制を構築する。

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者・子どもや障害者、妊娠婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制（必要に応じて広域的な支援体制含む）の構築を図る。その他、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

(災害時防犯体制の強化)

- 大規模災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平時か

ら自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。

(災害時に地域で活動できる人材の育成)

- 平常時から防災意識を高め、災害時に活動できる「防災人材」を育成するために、継続的に「せと市民防災塾」を開講する。
- 小中、特別支援学校、高校の児童・生徒を対象に、防災講演会等の開催を通して防災啓発に努め、防災人材の育成を図る。さらに地域住民、市民団体との協働により、学校における防災キャンプ、防災運動会などのイベント開催を通して防災意識の向上に資する取組を推進する。
- 自主防災リーダーの養成講座（女性リーダー含む）をはじめ、家具転倒防止対策やその他防災・減災をテーマとした出前講座の機会を設け、防災人材の育成を推進する。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- ボランティア団体等や産官学との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- 被災時に、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける等の役割を果たす災害ボランティアコーディネーターの確保を図る等、ボランティアによる適切な支援（外国人に対する災害支援含む）が行われるよう、関係者が連携し災害ボランティアの円滑な受入体制を強化する。また、災害ボランティアコーディネーターのフォローアップを行う。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を構築する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力の強化や自主防災組織の活動の活性化のための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時に、風評被害等に対応するために、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

(避難所の運営体制等の整備)

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障害者、外国人等にも配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保することを推進する。避難所の運営にあたっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図ることを推進する。
- ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保することを推進する。
- 社会福祉に精通した職員・NPO 等の避難所運営への参画を図ることを推進する。

(外国人に対する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
- 外国人市民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。

② 人材育成

(災害時に地域で活動できる人材の育成)

- 平常時から防災意識を高め、災害時に活動できる「防災人材」を育成するために、継続的に「せと市民防災塾」を開講する。
- 小中、特別支援学校、高校の児童・生徒を対象に、防災講演会等の開催を通して防災啓発に努め、防災人材の育成を図る。さらに地域住民、市民団体との協働により、学校における防災キャンプ、防災運動会などのイベント開催を通して防災意識の向上に資する取組を推進する。
- 自主防災リーダーの養成講座（女性リーダー含む）をはじめ、家具転倒防止対策やその他防災・減災をテーマとした出前講座の機会を設け、防災人材の育成を推進する。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を構築する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力の強化や自主防災組織の活動の活性化のための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。

(文化財の耐災害性強化の推進)

- 災害によって、貴重な天然記念物や無形・有形民俗文化財、指定・登録文化財の衰退・損失を防ぐために、天然記念物保護団体等や民俗文化財保持・保有団体の保護活動継続や指定・登録された木造建造物の維持管理・保存修理を継続するとともに、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進め、耐災害性を高める。また、文化財レスキュー実施台帳（文化財管理・防災台帳）の作成・準備を進める。

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- 防災に係る専門家の育成等を推進する。また、防災人材のネットワーク化を推進する。
- 建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組を推進する。
- 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保することを推進する。

③ 老朽化対策

(交通施設の防災対策の推進)

- 災害時の代替性を確保する観点から陣屋線等の都市計画道路等の幹線道路整備を推進する。

- 基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため瀬戸川文化プロムナード等の市街地整備を推進する。
- 道路橋りょう予防保全等による、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ老朽化対策を着実に進める。

(水道施設の老朽化対策の推進)

- 水道施設の老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備された水道施設が今後一斉に老朽化することが課題となっている。被災地での飲料水を確保するために、水道老朽管の更新を推進する。

(文化財の耐災害性強化の推進)

- 災害によって、貴重な天然記念物や無形・有形民俗文化財、指定・登録文化財の衰退・損失を防ぐために、天然記念物保護団体等や民俗文化財保持・保有団体の保護活動継続や指定・登録された木造建造物の維持管理・保存修理を継続するとともに、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進め、耐災害性を高める。また、文化財レスキュー実施台帳（文化財管理・防災台帳）の作成・準備を進める。

(インフラ老朽化対策等の推進)

- インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。被災地での飲料水や物資等を確保するために水道老朽管の更新や道路施設等の老朽化対策を推進する。

(危険な空き家の除却の推進)

- 危険な空き家の除却を推進する。

④ 産学官民・広域連携

(近隣自治体等との連携) (再掲)

- 市域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣自治体や国・県との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係自治体との連携を密なものにするとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る。

(災害ボランティアの円滑な受入) (再掲)

- ボランティア団体等や産官学との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- 被災時に、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける等の役割を果たす災害ボランティアコーディネーターの確保を図る等、ボランティアによる適切な支援（外国人に対する災害支援含む）が行われるよう、関係者が連携し災害ボランティアの円滑な受入体制を強化する。また、災害ボランティアコーディネーターのフォローアップを行う。

(地域連携 BCP 策定の促進) (再掲)

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高めることを推進する。

(タイムラインの策定) (再掲)

- 最大規模の洪水に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定することを推進する。
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインを策定することを推進する。

⑤ デジタル化

(ヘリコプターやドローンを活用した情報収集)

- 発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ヘリコプターやドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図ることを推進する。

(避難所の運営体制等の整備) (再掲)

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障害者、外国人等にも配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保することを推進する。避難所の運営にあたっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図ることを推進する。

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む）・インターネット・SNSのいずれかが中断や通信インフラの障害により機能停止した際にも、情報提供ができるように防災行政無線整備を進める等、多様な情報提供の手段の確保を図る。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 甚大な災害が発生した場合は、避難情報、道路情報、交通情報、停電情報等の生活関連情報を市から早期で確実に市民へ伝達できるように、瀬戸市安全安心情報メールの登録啓発の促進や、防災行政無線整備等の防災拠点の機能強化を図る。また、緊急地震速報受信システムの活用訓練を実施する等、情報機能の強化を図る。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- Jアラートの自動起動機の活用や防災行政無線整備の推進など、多面的な施策を着実に推進する。

5 計画推進の方策

5.1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、瀬戸市地域強靭化計画推進会議を中心とした全庁的な体制の下、取組を進める。

また、地域強靭化を実効あるものとするために、市だけではなく、国、県、近隣自治体等の行政機関、市民、民間事業者等の関係者が連携・協力・調整し、強靭化の取組を推進する。

5.2 計画の進捗管理

本計画を適切に進捗・管理するために、各施策と進める上での目標値等をアクションプラン（別冊）として整理する。アクションプランに基づき、毎年度、目標の達成状況の把握、検証を行い、計画・実施・評価・改善の PDCA サイクルを通じて、計画を推進する。

5.3 計画の見直し

本計画は、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね 5 年ごとに本計画全体を見直す。ただし、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が発生した場合などは、適宜必要な見直しを行う。